

朝倉市こども計画【資料編】

～こどもにやさしいまち朝倉～

（令和7～11年度）

令和7年3月

朝 倉 市

目 次

1. 朝倉市のこどもと子育てを取り巻く現状.....	1
(1) 人口と世帯の状況.....	1
(2) 人口動態の状況.....	3
(3) 就労の状況.....	6
(4) 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況.....	7
(5) ニーズ調査等の概要.....	9
(6) 関係団体等ヒアリング調査結果の概要.....	33
2. 各種法令等について.....	36
3. 地域子ども・子育て支援事業について.....	38
4. 朝倉市子ども・子育て会議条例.....	41
5. 朝倉市子ども・子育て会議委員名簿.....	43
6. 朝倉市こども計画策定経過.....	44

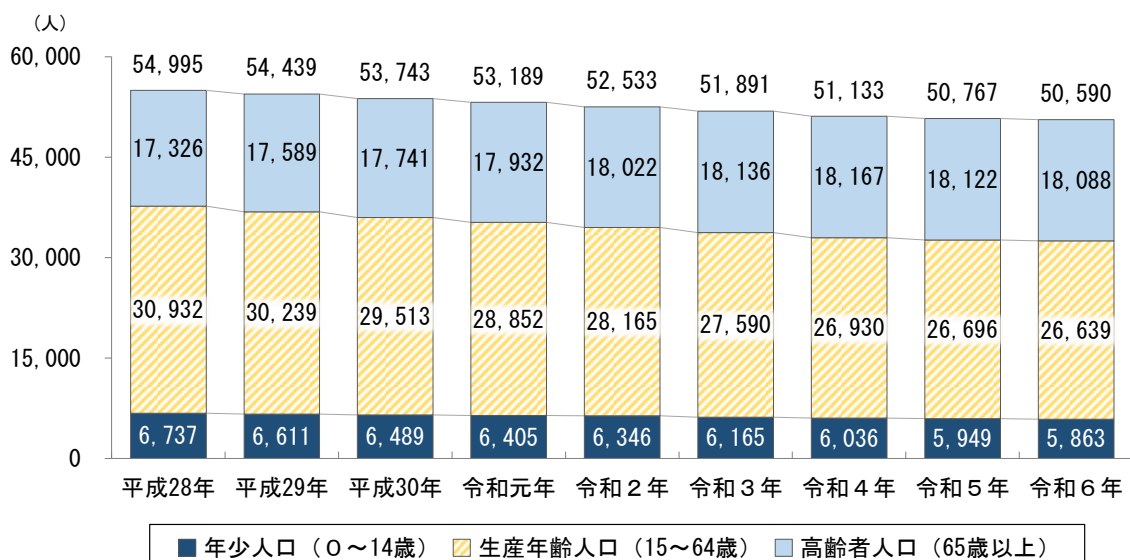
1. 朝倉市のこどもと子育てを取り巻く現状

(1) 人口と世帯の状況

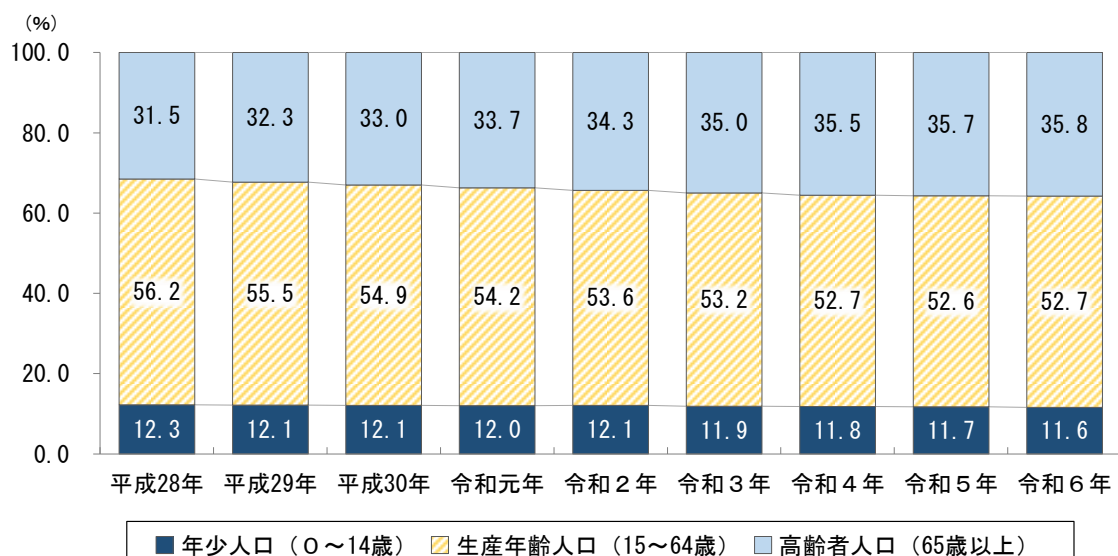
1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

総人口は減少傾向が続いており、平成28年の54,995人から令和6年の50,590人と、8年間で4,405人の減少となっています。年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少している一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加を続けており、令和6年には高齢化率が35.8%となっています。本市においても人口減少、少子高齢化が進んでいます。

【年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口比率の推移】

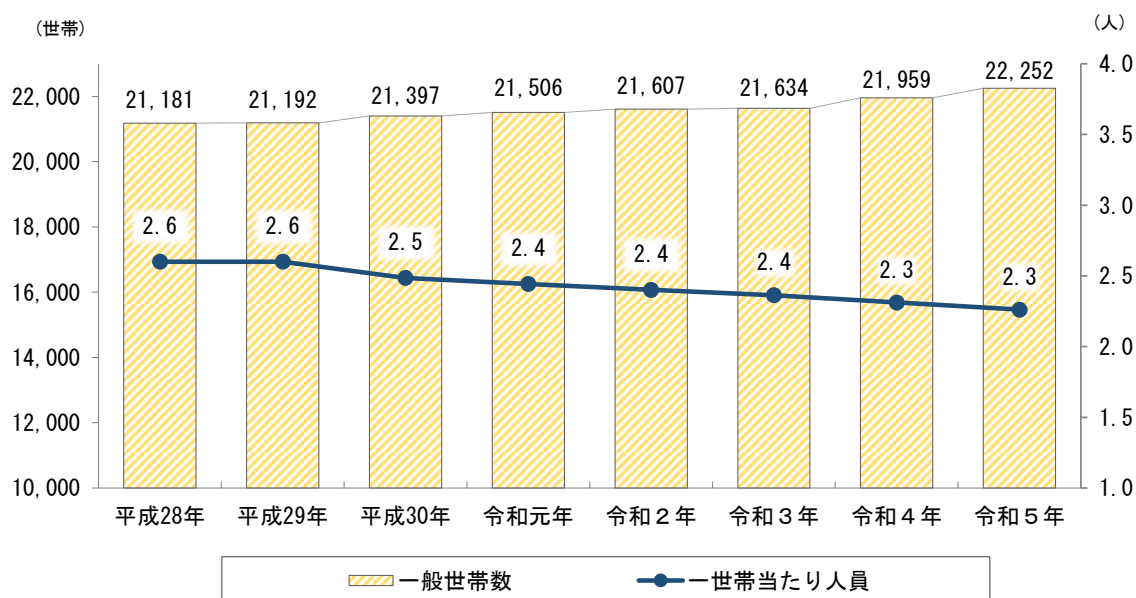


資料：住民基本台帳（各年3月末）

2) 世帯数と一世帯当たり人員の推移

世帯数は平成28年の21,181世帯から令和5年の22,252世帯と、7年間で1,071世帯増加しています。総人口は減少しており、一世帯当たり人員も減少傾向となっています。

【世帯数と一世帯当たり人員の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月末）

3) 6歳未満・18歳未満のこどものいる核家族世帯の推移

6歳未満のこどものいる核家族世帯数は、平成17年までは増加していますが、その後は減少傾向となりましたが、令和2年で増加に転じています。

18歳未満のこどものいる核家族世帯数の割合は減少しており、令和2年では13.8%となっています。

【6歳未満・18歳未満のこどものいる核家族世帯の推移】

単位：世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯総数	17,568	18,498	18,653	19,031	19,042	19,415
6歳未満のこどものいる核家族世帯数	1,090	1,219	1,262	1,179	1,105	1,141
構成比	6.2%	6.6%	6.8%	6.2%	5.8%	5.9%
18歳未満のこどものいる核家族世帯数	3,003	2,919	2,856	2,749	2,667	2,680
構成比	17.1%	15.8%	15.3%	14.4%	14.0%	13.8%

資料：国勢調査

4) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯（20歳未満のこどもがいる母子家庭・父子家庭）は、平成22年以降、減少しており、2.0%を下回って推移しています。

【ひとり親世帯の推移】

	単位:世帯					
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
ひとり親世帯数	313	305	354	373	341	320
一般世帯総数に占める構成比	1.8%	1.6%	1.9%	2.0%	1.8%	1.6%

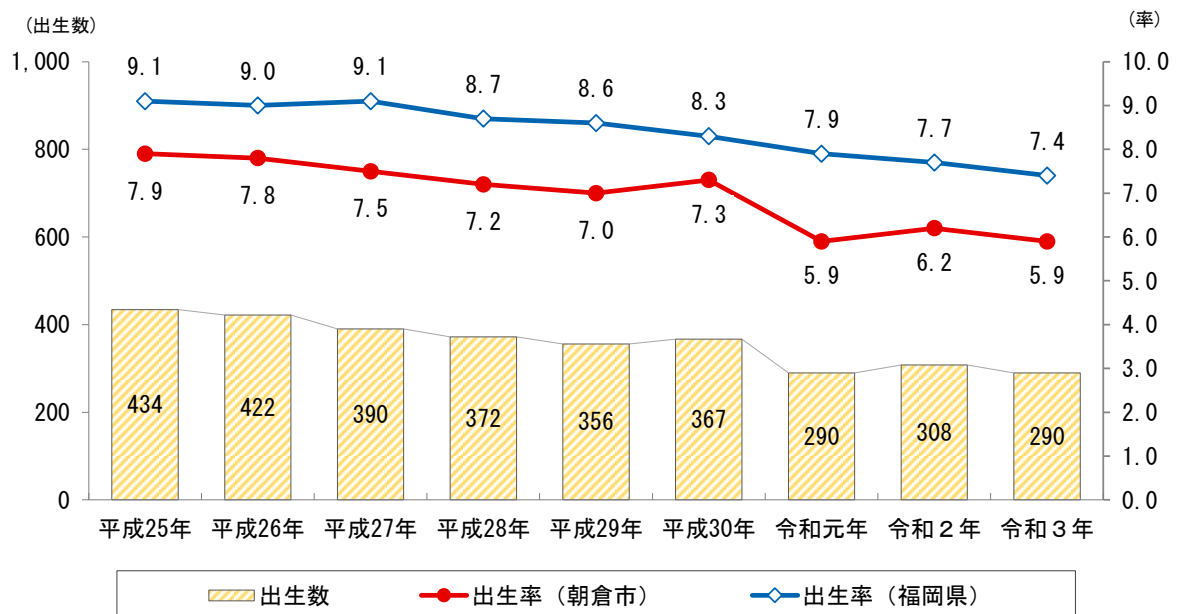
資料：国勢調査

(2) 人口動態の状況

1) 出生数・出生率※1の推移

出生数は、平成27年以降400人以下で推移しており、令和元年・令和3年には290人に減少しています。出生率についても減少傾向となっており、福岡県の出生率を下回って推移しています。

【出生数と出生率の推移】



資料：福岡県人口動態統計

※1 出生率：一定の期間の出生数の人口に対する割合。人口1,000人あたりの年間出生児数の割合をいう。

2) 合計特殊出生率※2の推移

合計特殊出生率の推移をみると、昭和 63 年から平成 19 年までは減少していますが、平成 20 年にはやや増加に転じ、平成 30 年に再び減少しています。国や福岡県と比較すると、国・県を上回って推移しています。

【合計特殊出生率の推移】※3

	昭和63年～ 平成4年	平成5年～ 平成9年	平成10年～ 平成14年	平成15年～ 平成19年	平成20年～ 平成24年	平成25年～ 平成29年	平成30年～ 令和4年
朝倉市	1.72	1.57	1.50	1.34	1.44	1.62	1.46

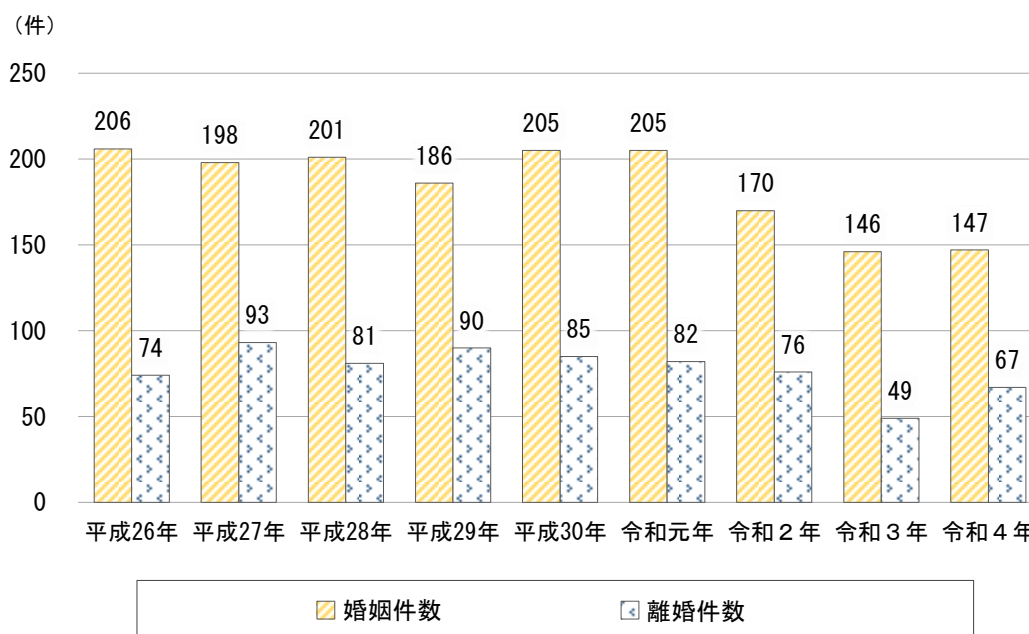
	平成4年	平成9年	平成14年	平成19年	平成24年	平成29年	令和4年
全国	1.50	1.39	1.32	1.34	1.41	1.43	1.26
福岡県	1.47	1.38	1.29	1.34	1.43	1.51	1.33

資料：人口動態統計

3) 婚姻件数・離婚件数の推移

婚姻件数は、令和元年以降、減少傾向にあり、令和4年では147件となっています。一方、離婚件数は、年ごとに変動がありますが、令和4年では67件となっています。

【婚姻件数・離婚件数の推移】



資料：人口動態統計

※2 合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に何人のこどもを産むか示すもの。15歳から49歳までの年齢別出生率を合計した数値。この数値が2.08を下回ると人口の減少につながるとされている。

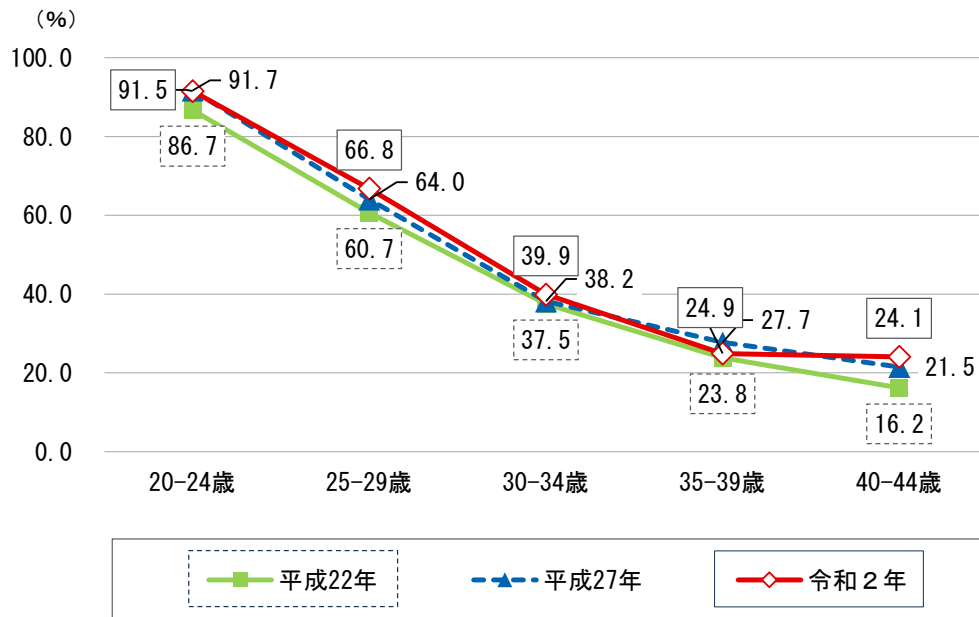
※3 朝倉市の合計特殊出生率は5年間の平均として算出されている。

4) 未婚率の推移

未婚率の推移を年齢階層別にみると、女性では、「25-29 歳」「30-34 歳」「40-44 歳」の未婚率が増加しています。特に、「40-44 歳」では平成 22 年より 7.9 ポイント、「25-29 歳」では 6.1 ポイント増加しています。

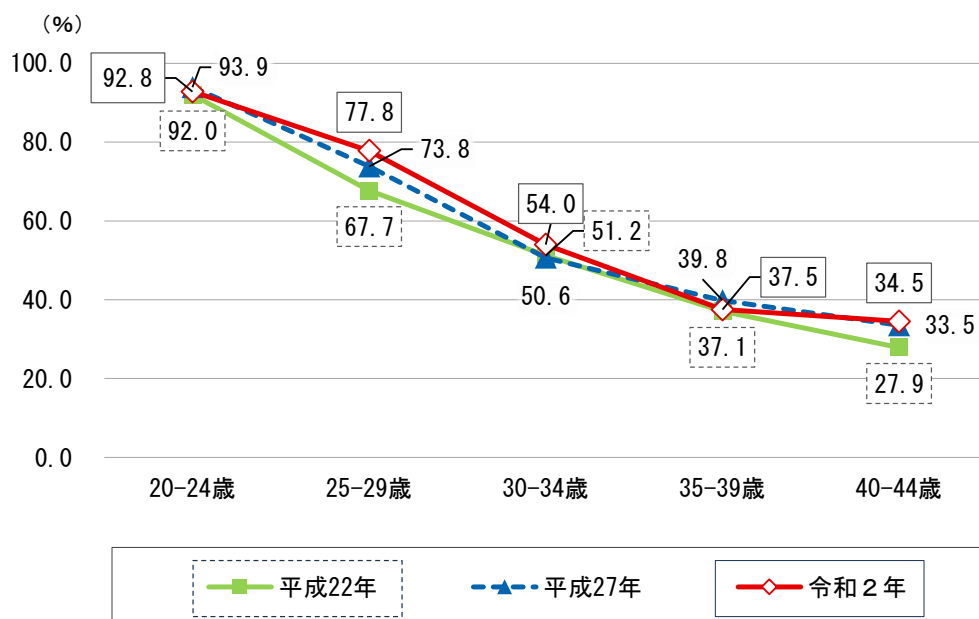
男性では、「25-29 歳」では 10.1 ポイント、「40-44 歳」では 6.6 ポイント増加しています。

【未婚率の推移（女性）】



資料：国勢調査

【未婚率の推移（男性）】



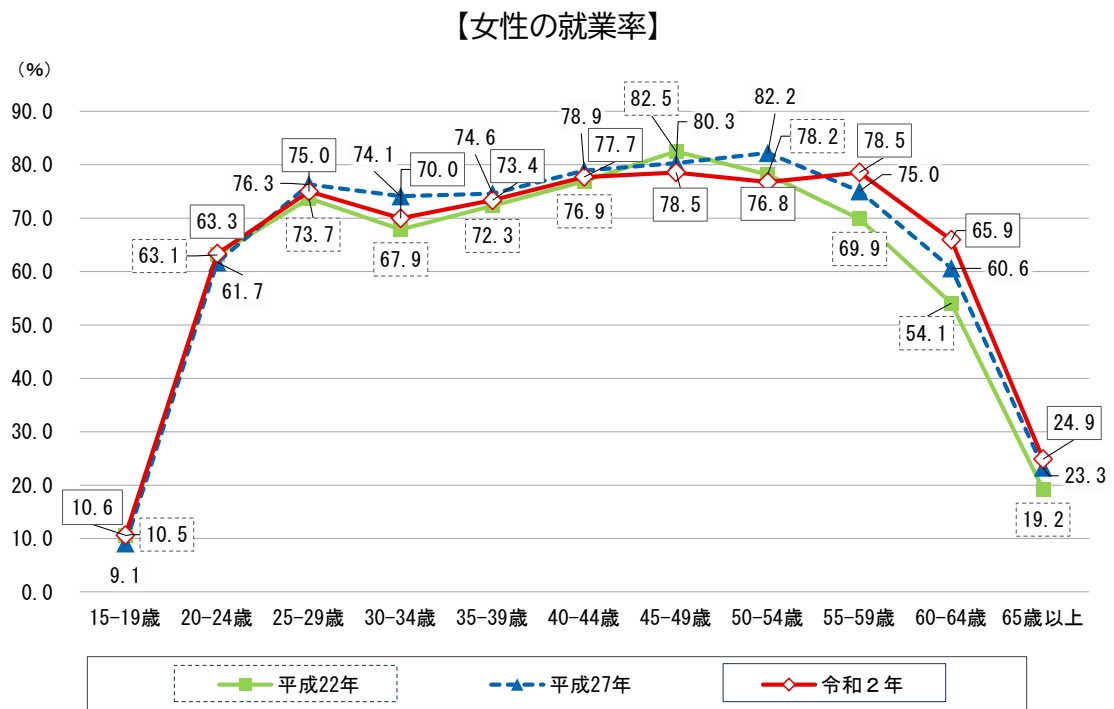
資料：国勢調査

(3) 就労の状況

1) 女性の就労の状況

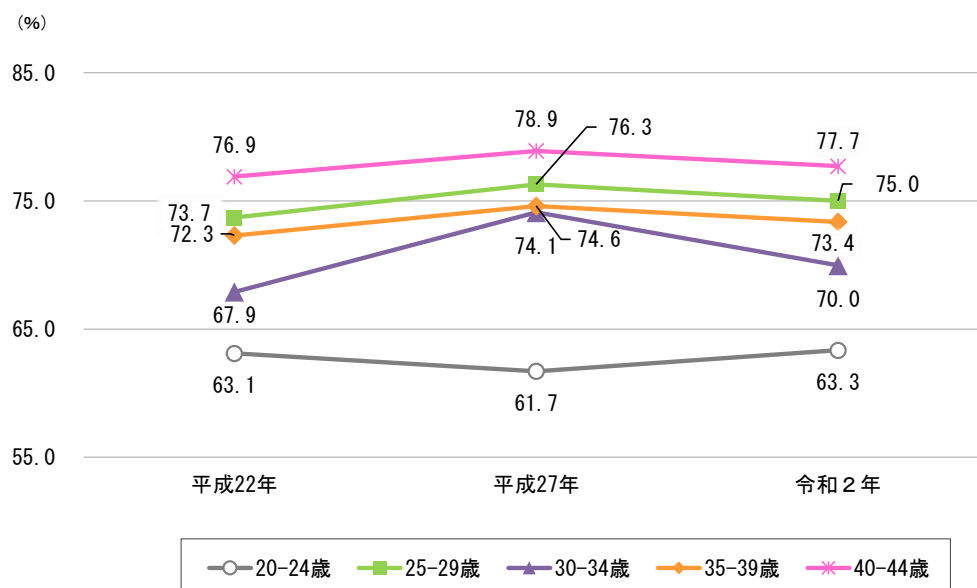
女性の就業率の推移を年齢階層別にみると、「25-29 歳」「30-35 歳」では増加傾向となっています。また、「45-49 歳」「50-54 歳」では減少傾向ですが、「55-59 歳」以降では増加しています。

年齢階層別の経年変化をみると、「20-24 歳」は令和 2 年に増加していますが、「25-29 歳」「30-34 歳」は令和 2 年に減少しています。



資料：国勢調査

【女性の就業率（年齢階層別）】



資料：国勢調査

(4) 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況

令和2年度から令和5年度まで実施状況について、基本目標ごとに整理しています。

基本目標1 子ども・子育て家庭への支援をする仕組みづくり

- ・ 育児支援が必要な保護者等については、育児相談会や子育て相談センターあさくらっこ等の利用案内を行っています。また、来所が難しい場合には、電話による状況確認や育児相談を行い、きめ細やかな支援に努めています。
- ・ 前向き子育てプログラムを活用し、子育ての不安感や負担感の軽減を図っています。
- ・ 就学援助等の各助成制度については、学校等を通じて保護者へ周知を行っています。また、子育て関連の情報については、「子育て支援ブック」や各種制度の冊子配布、ホームページにおいて情報の提供を行っています。
- ・ 経済的理由等により就学が困難な児童生徒の保護者に必要な援助を行っています。また、各種手当の支給、医療費の助成等を行い、経済的負担の軽減を図っています。

基本目標2 子ども・子育て家庭の心と体の健康づくり

- ・ 母子手帳及び妊婦健康診査補助券を交付し、妊娠期の母子の健康保持を図っています。また、マタニティクラスやプレパパマクラスを開催し、情報提供を行っています。
- ・ 乳幼児健康診査や新生児・乳児訪問を実施し、育児に関する相談や情報提供を行っています。
- ・ 思春期教育講演会を開催しています。

基本目標3 こどもの健やかな成長のための教育づくり

- ・ 各小中学校においては、様々な体験学習を行い、「力強く生きる力」の育成を行っています。また、宿泊体験、農業体験を実施し、学校以外でも体験活動の充実を図っています。
- ・ 移動図書館や巡回文庫、ブックスタート等により読書環境の整備を行っています。
- ・ スポーツ少年団の指導者及び団員の育成、支援を行い、より多くの青少年がスポーツに参加する機会の提供を図っています。
- ・ 就学前、小中学校において健康診断を実施し、こどもたちの健康の保持・増進を図っています。
- ・ 小中学校施設の維持管理を計画的に行っています。
- ・ 公開授業や研究発表会を実施し、授業内容の充実につなげています。また、特別支援教育の研修会に参加し、情報交換や成果等を共有することで指導の質の向上を図っています。

基本目標4 働きながら子育てできる環境づくり

- ・延長保育や病児病後児保育、一時保育等の子育て支援事業を実施し、保護者のニーズに対応しています。
- ・自立支援教育訓練給付や高等職業訓練促進給付を支給し、就労・生活の支援を行っています。また、講座を開催し、就業に向けた資格取得を支援しています。
- ・労働実態調査を実施し、調査結果を公表しています。育児休業が取得しやすい環境づくりや短時間勤務の推進を支援しています。

基本目標5 支援を必要とする子どもと家庭を支える環境づくり

- ・にこにこ子ども相談、わいわい学級、児童・母子相談等を実施しています。相談内容は複雑化しており、庁内及び関係機関と連携し、解決に向けて支援しています。
- ・いじめ対策委員会と学校いじめ防止対策推進委員会を設置し体制を整備したことにより、いじめ問題の未然防止・早期発見につながっています。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、問題解消につなげています。
- ・児童・母子相談等において、相談に対応していますが、相談内容が複雑化している状況があります。
- ・通級指導教室においては、学習障がいや情緒障がいのある児童生徒の状態に応じた指導を行っています。
- ・適応指導教室においては、個別に学校復帰のための計画を立て指導を行っています。
- ・加配の必要な障がいのある児童を受け入れている保育所に対して補助金を交付し、身近な地域で保育サービスを受けられるよう支援しています。

基本目標6 みんなが安心して暮らせるまちづくり

- ・甘木朝倉医療圏における救急医療体制の整備に努めています。
- ・市民が安全で快適に利用できるよう公園の維持管理を行っています。
- ・警察署、交通安全協会、交通安全指導員会、市等で連携し、市報や街頭キャンペーン等で交通事故防止の周知啓発に取り組んでいます。
- ・防犯灯や防犯カメラを設置し、犯罪や事故が起きにくい環境整備に努めています。

(5) ニーズ調査等の概要

1) 調査の概要

子育ての実態やニーズ、こども・若者の生活状況や意識を把握し、計画に反映させるためアンケート調査を実施しました。

【実施期間】 令和6年1月12日～2月22日（全体の実施期間）

【対象者・実施方法】

種 別	番号	対象者	対象者数 (件)	配布・回収方法	
				配布	回収
子ども・子育て支援事業計画	①	就学前児童保護者	1,500	郵送	郵送、WEB
	②	小学生児童保護者	1,260	郵送	郵送、WEB
同上（就労状況調査）	③	幼稚園保護者	250	園	園
子どもの貧困対策計画	④	小学４・５年生保護者 中学１・２年生保護者	1,791	学校	学校
子どもの貧困対策計画	⑤A	小学４・５年生本人	928		
子ども・若者計画	⑤B				
子どもの貧困対策計画 子ども・若者計画	⑥	中学１・２年生本人	863		
子ども・若者計画	⑦	16歳～39歳本人	1,000	郵送	WEB

※①～③の子ども・子育て支援事業計画の調査は前回調査あり。

【回収状況】

番号	対象者	対象者数 (件)	回収数（件）				回収率 (%)
			郵送	Web	学校・園	計	
①	就学前児童保護者	1,500	321	421	—	742	49.5
②	小学生児童保護者	1,260	324	332	—	656	52.1
③	幼稚園保護者	250	—	—	124	124	49.6
④	小学5・6年生、中学 1・2年生保護者	1,791	—	—	1,346	1,346	75.2
⑤A	小学5・6年生本人	928	—	—	832	832	89.7
⑤B			—	—	831	831	89.5
⑥	中学1・2年生本人	863	—	—	716	716	83.0
⑦	16歳～39歳本人	1,000	—	217	—	217	21.7

2) 教育・保育等のニーズ調査結果の概要

① 保護者の就労状況

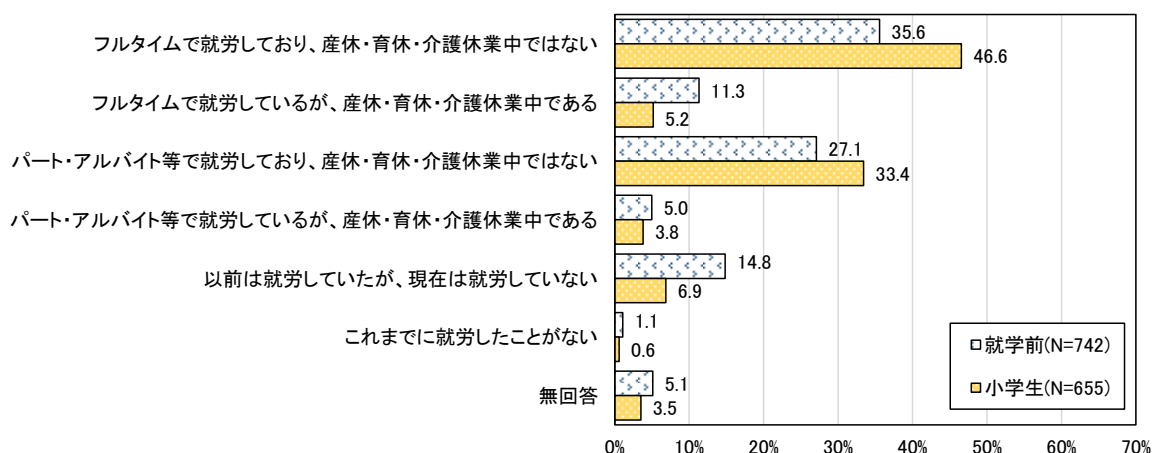
【就学前児童の保護者】

- ・就学前児童の母親の就労形態は、フルタイムが 46.9%（産休等の状態含む）となっており、前回（38.5%）より 8.4 ポイント増加しています。
- ・パート・アルバイトは 32.1%となっており、前回（35.3%）から 3.2 ポイント減少しています。
- ・現在働いていない保護者は 15.9%となっており、前回（24.2%）から 8.3%ポイント減少しており、母親の就労傾向が高まっている状況にあります。

【小学生児童の保護者】

- ・小学生児童の母親の就労形態は、フルタイムが 51.8%（産休等の状態含む）となっており、前回（45.6%）より 6.2 ポイント増加しています。
- ・パート・アルバイトは 37.2%となっており、前回（39.0%）から 1.8 ポイント減少しています。また、現在働いていない人は 7.5%となっており、前回（10.8%）から 3.3 ポイント減少しており、母親の正規雇用が進んでいる状況にあります。

【母親の就労状況】



※調査結果について

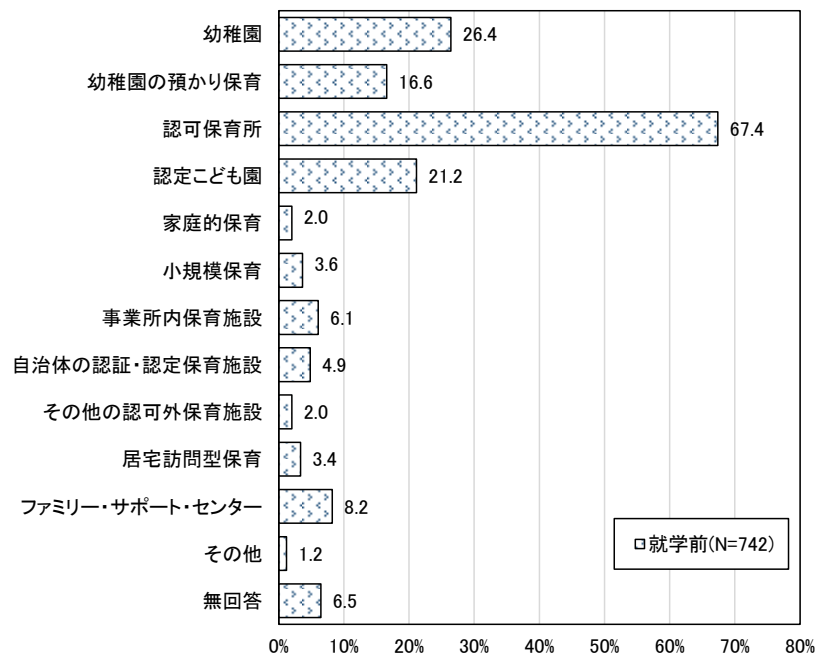
- ・回答は、各質問の回答者数（計）を基数とした百分率（%）で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が 100%にならない場合があります。
- ・複数回答の場合、その回答比率の合計は 100%を超える場合があります。

② 教育・保育事業の利用意向

【就学前児童の保護者】

- ・認可保育所の利用意向（67.4％）は、前回（68.2％）から0.8ポイント減少しています。
- ・幼稚園の利用意向（26.4％）は、前回（27.2％）から0.8ポイント減少しています。
- ・認定こども園の利用意向（21.2％）は、前回（14.1％）から7.1ポイント増加しています。

【教育・保育事業の利用意向】

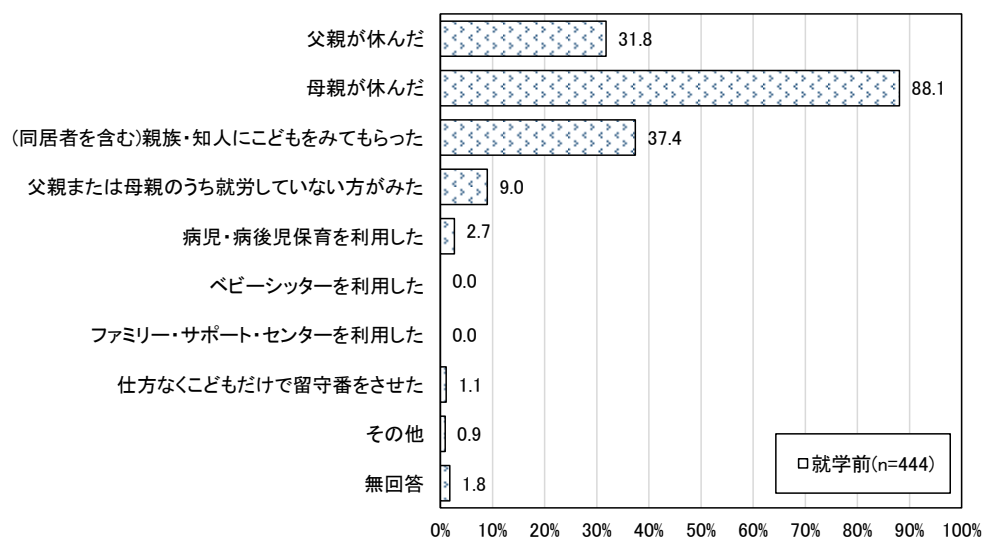


③ 病児・病後児保育の利用意向とその理由

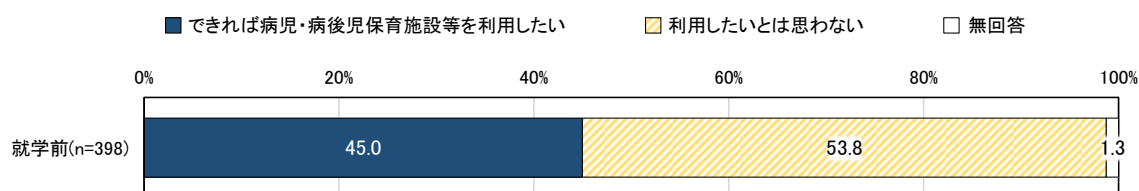
【就学前児童の保護者】

・こどもが教育・保育事業を利用できなかった際に、病児・病後児保育を利用した割合は2.7%で、前回（3.2%）から0.5ポイント減少しています。今後、利用したい人は、45.0%となっています。

【病気やけがで教育・保育事業を利用できなかったときの対応】



【病児・病後児保育の利用意向】

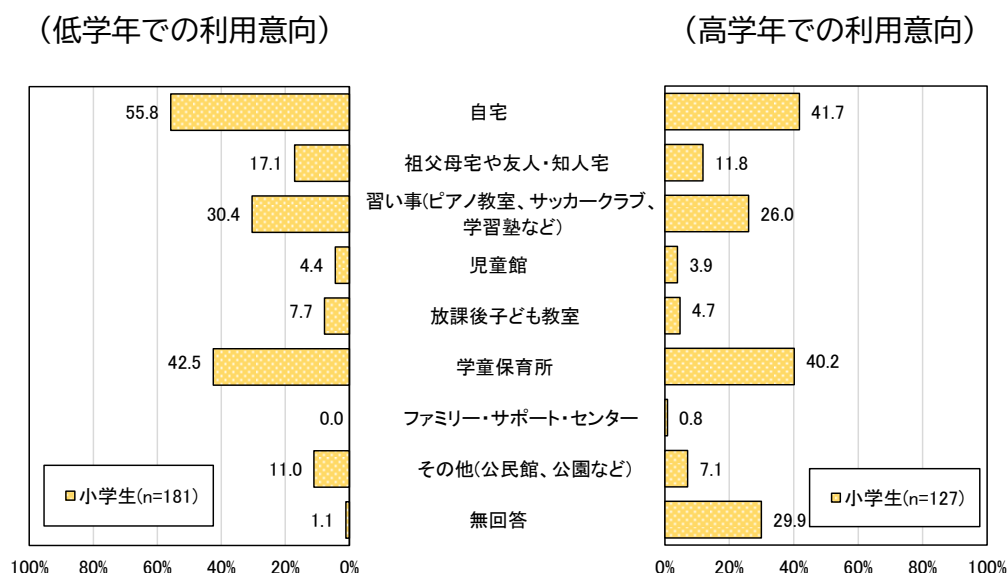


④ 学童保育所の利用意向

【小学生児童の保護者】

- ・学童保育は、低学年（１～３年生）では 42.5%、高学年（４～６年生）になったら、40.2%が利用したいとの希望があります。前回の利用意向の 23.5%から 16.7 ポイント増加しています。保護者の就労状況の変化が影響していると推察されます。

【学童保育の利用意向】

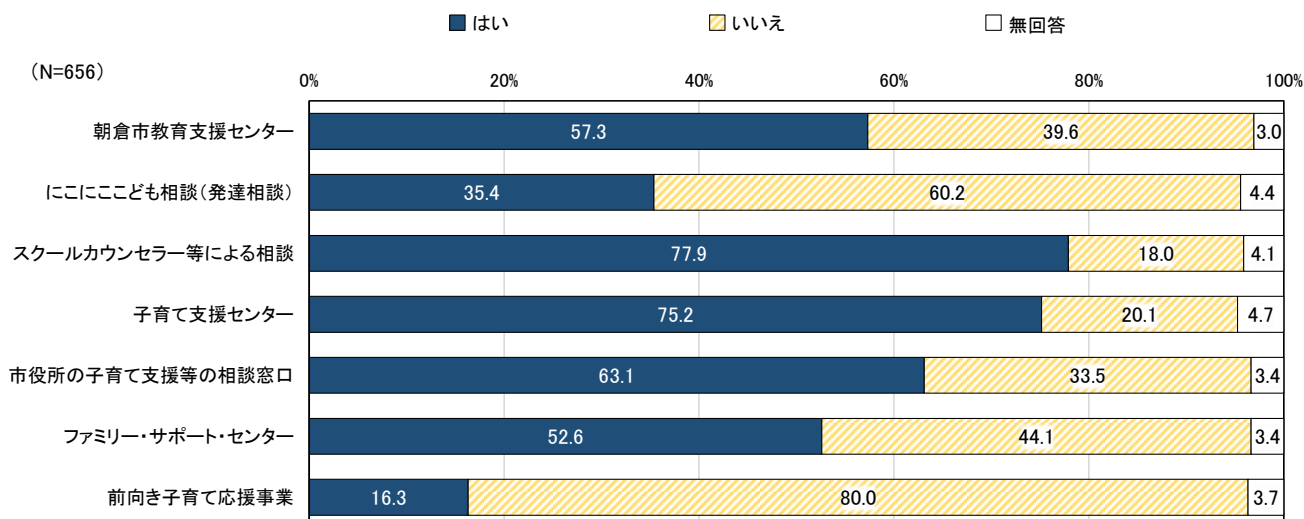


⑤ 市で実施している子育て支援事業の認知度と利用意向

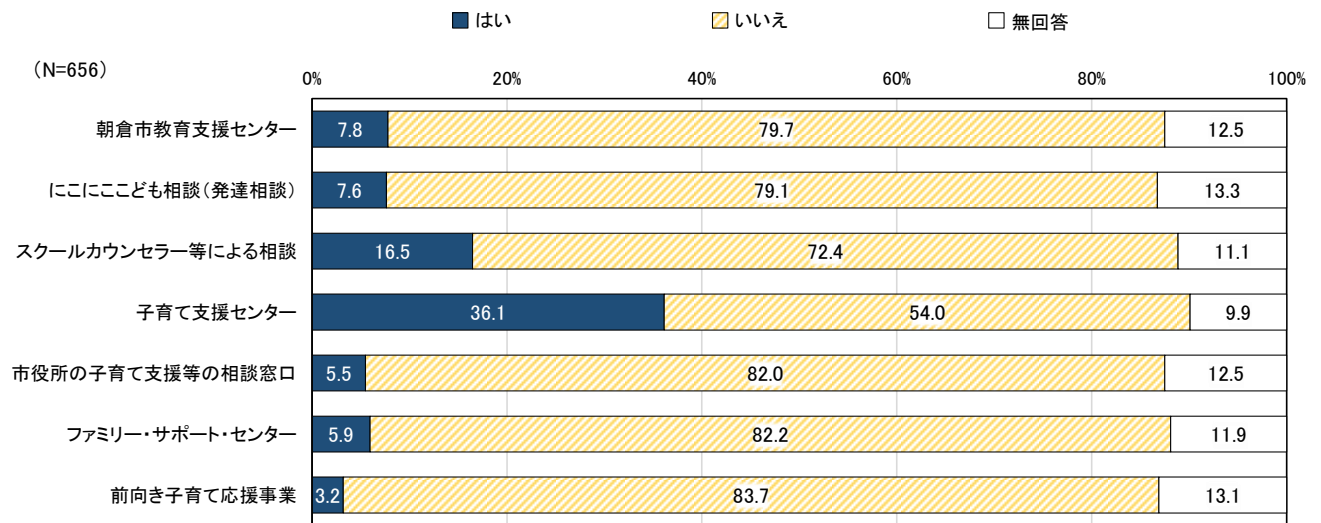
【小学生児童の保護者】

- ・ファミリー・サポート・センターは、52.6%が知っており（前回 52.7%）、これまで利用したのは 5.9%（前回 0.7%）で、今後の利用意向は 8.4%となっています。
- ・前向き子育て応援事業は、16.3%が知っており、これまで利用したのは 3.2%で、今後の利用意向は 11.9%となっています。

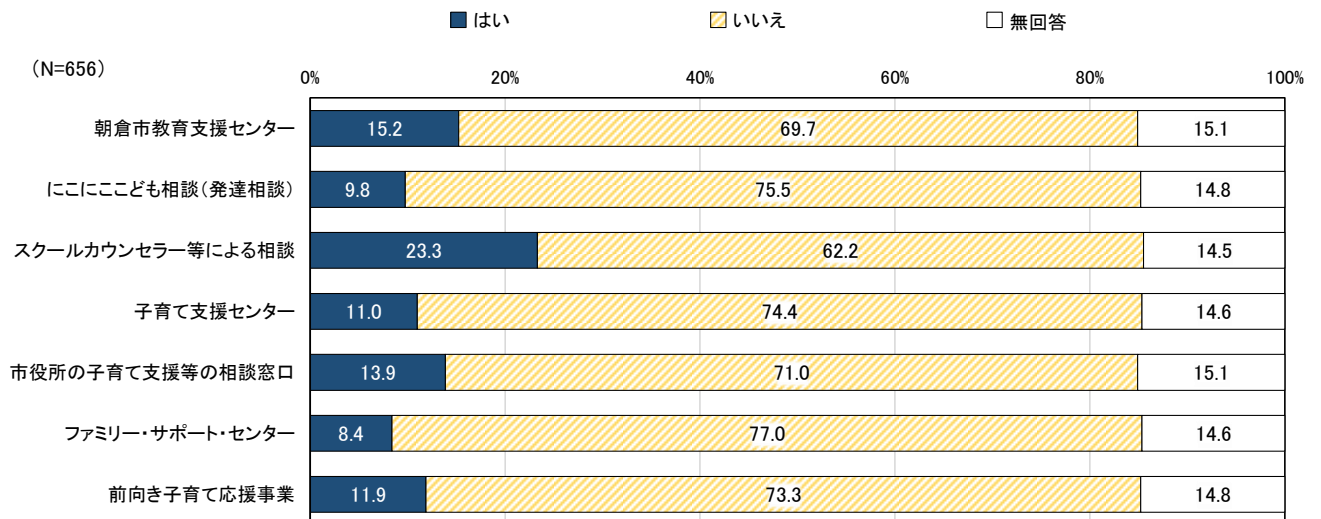
【子育て支援事業を知っているか】



【子育て支援事業をこれまで利用したことがあるか】



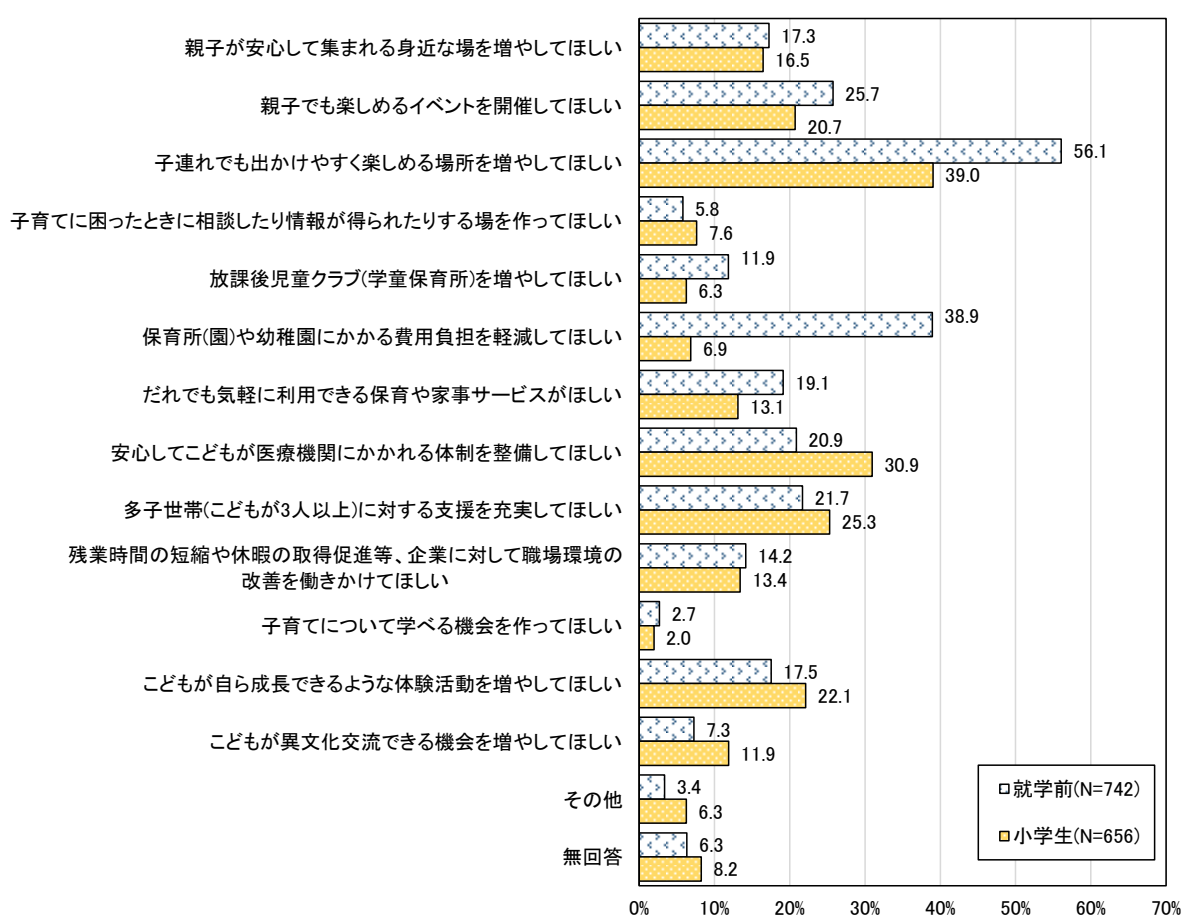
【子育て支援事業を今後利用したいか】



⑥ 充実して欲しい施策

- ・就学前児童保護者、小学生保護者ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が最も高くなっています。
- ・就学前児童保護者では、「保育所(園)や幼稚園にかかる費用負担の軽減」(38.9%)、「親子でも楽しめるイベントの開催」(25.7%)と続いています。
- ・小学生児童保護者では、「安心してこどもが医療機関にかかる体制の整備」(30.9%)、「多子世帯(こどもが3人以上)に対する支援を充実してほしい」(25.3%)、「こどもが自ら成長できるような体験活動を増やす」(22.1%)と続いています。

【充実して欲しい施策】



3) 子どもの貧困に関する調査結果の概要

【本調査における「相対的貧困世帯」について】

- ・国においては、国民生活基礎調査を基に、世帯人数ごとの等価可処分所得（手取り収入を世帯人員の平方根で割ったもの。）の分布の中央値の半分の値を「貧困線」とし、貧困率を算出しています。
- ・本調査においては、国が算出した貧困線を基に、保護者票の世帯収入についての質問の回答を、「世帯人数ごとの相対的貧困層となる区分」にあてはめ、本市における「相対的貧困世帯」と定義し、それ以外の世帯については「標準世帯」と表記しています。（表1 参照）
- ・保護者の集計・分析における「相対的貧困世帯」は、表1の197件を分析の対象としています。
- ・小学生本人・中学生本人の集計分析においては、保護者と児童生徒本人の調査票をもとに集計を行っています。

表1 有効回収数のうち保護者の回答から得られた「相対的貧困世帯」の世帯数とその割合

種別	国の貧困線の基準※4	相対的貧困層となる区分	相対的貧困世帯数(A)	標準世帯数	世帯人数の回答総数※5(B)	割合(A/B)
2人世帯	179 万円	200 万円	7 件	19 件	26 件	26.9%
3人世帯	219 万円	250 万円	25 件	79 件	113 件	22.1%
4人世帯	254 万円	300 万円	57 件	297 件	365 件	15.6%
5人世帯	283 万円	300 万円	36 件	337 件	400 件	9.0%
6人世帯	311 万円	350 万円	42 件	152 件	211 件	19.9%
7人世帯	336 万円	350 万円	18 件	85 件	116 件	15.5%
8人世帯	359 万円	400 万円	10 件	27 件	42 件	23.8%
9人世帯以上	381 万円	400 万円	2 件	6 件	9 件	22.2%
合計	-	-	197 件	1,002 件	1,282 件	15.4%

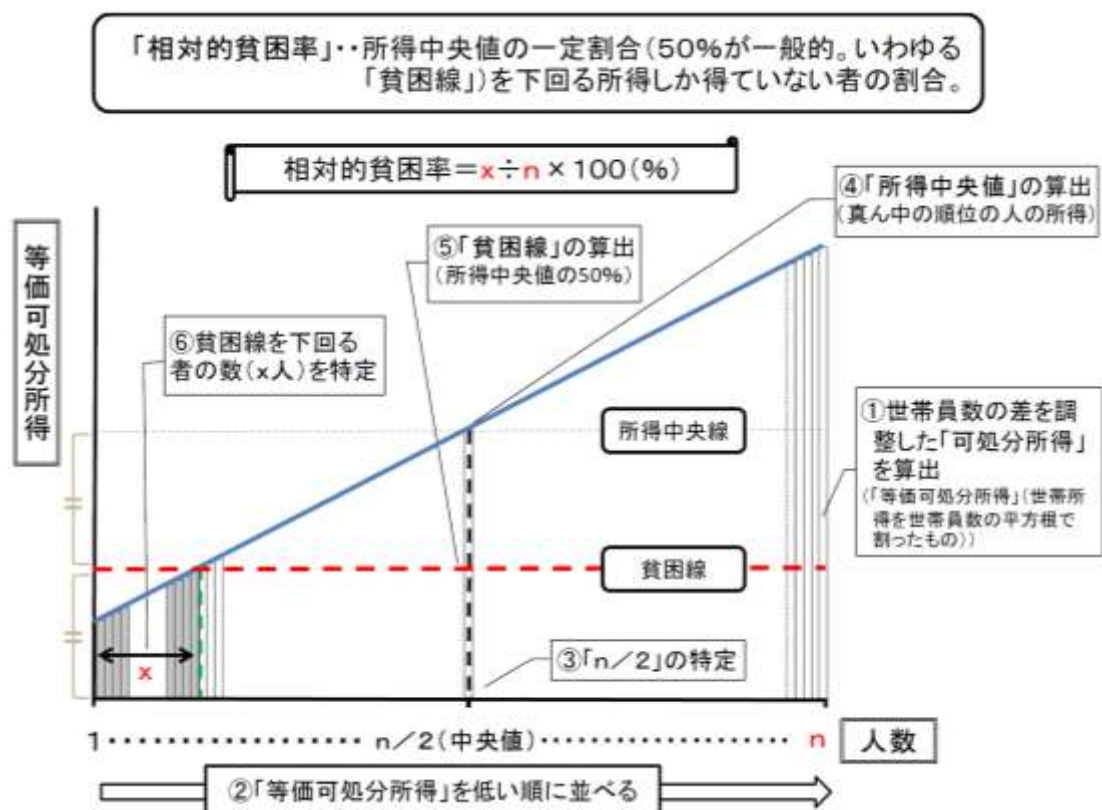
※4 国の貧困線の基準は「2022 年（令和 4 年）国民生活基礎調査」のデータに基づく。

※5 世帯に関する設問の回答者全体のため、相対的貧困世帯、標準世帯の分類が行えない世帯件数を含み、世帯の合計と異なる場合がある。

※可処分所得について

世帯の可処分所得はその世帯の世帯人員に影響されるので、世帯人員で調整する必要があります。簡単なのは「世帯の可処分所得÷世帯人員」とすることですが、生活水準を考えた場合、世帯人員が少ない方が生活コストが割高になることを考慮する必要があります。よって、世帯人員の違いを調整するにあたり「世帯人員の平方根」を用います。

【例】 年収 800 万円の 4 人世帯と、年収 200 万円の 1 人世帯では、どちらも 1 人当たりの年収は 200 万円となりますが、両者の生活水準が同じ程度とは言えません。光熱水費等の世帯人員共通の生活コストは、世帯人員が多くなるにつれて割安になる傾向があるためです。



* 国民生活基礎調査Q & Aより

表2 保護者と児童・生徒本人の調査票が関連付けられた回答から得られた「相対的貧困世帯」の世帯数とその割合

	全体の回収数	保護者票と関連付けられた件数			割合 (A／B)
		相対的貧困世帯 (A)	標準世帯	計 (B)	
小学生	832 件	95 件	482 件	577 件	16.5%
中学生	716 件	85 件	457 件	542 件	15.7%

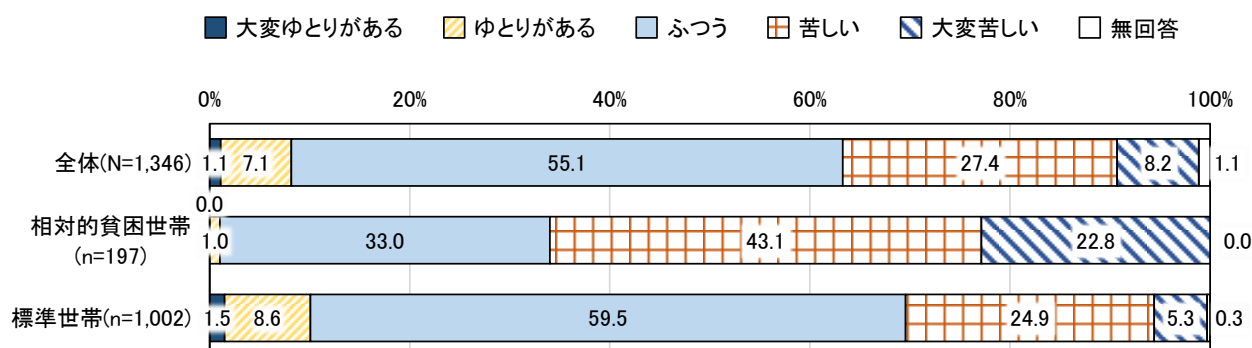
① 相対的貧困世帯の状況

- ・有効回収数のうち、保護者の回答から得られた「相対的貧困世帯」の世帯数は 197 件、全体数に占める割合は 15.4%となっています。「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」(以下「子供の生活状況調査(国)」という。)における貧困層の割合は 12.9%となっており、やや高い状況です。
- ・保護者と児童・生徒本人の調査票が関連付けられた回答から得られた「相対的貧困世帯」の世帯数は、小学生は 95 件で全体数に占める割合は 16.5%、中学生は 85 件で全体数に占める割合は 15.7%となっています。

② 現在の暮らし向き

- ・「大変苦しい」と回答した保護者の割合は、標準世帯の 5.3%に対し、相対的貧困世帯は 22.8%です。これに「苦しい」の回答を加えると、標準世帯が 30.2%に対して相対的貧困世帯が 65.9%となっています。子供の生活状況調査(国)における貧困層では、「大変苦しい」が 19.6%、「苦しい」の回答を加えると 57.1%となっています。

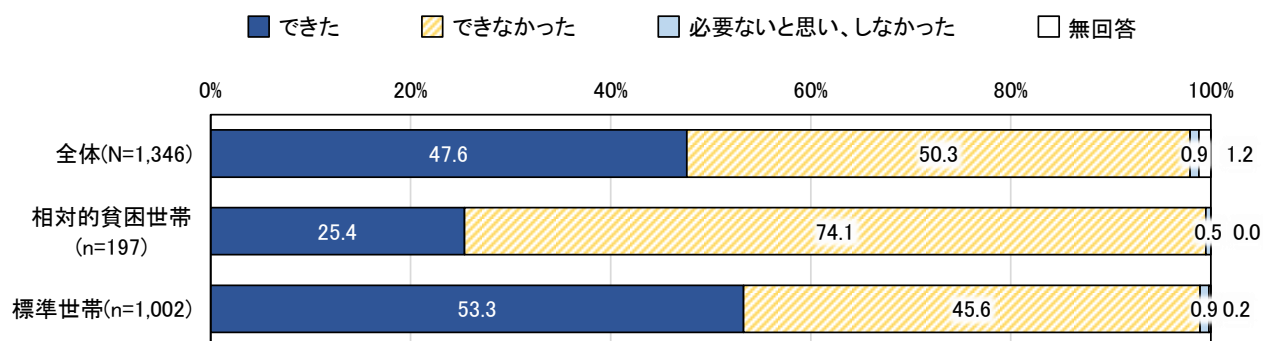
【現在の暮らし向き】



③ 経済的な理由による生活状況

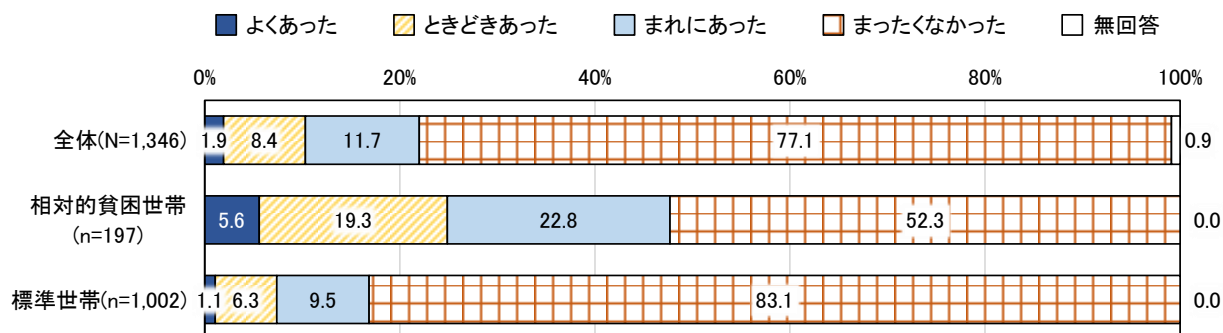
- ・こどものために貯蓄ができた割合は、標準世帯が 53.3%、相対的貧困世帯は 25.4% となっています。

【貯蓄の状況】



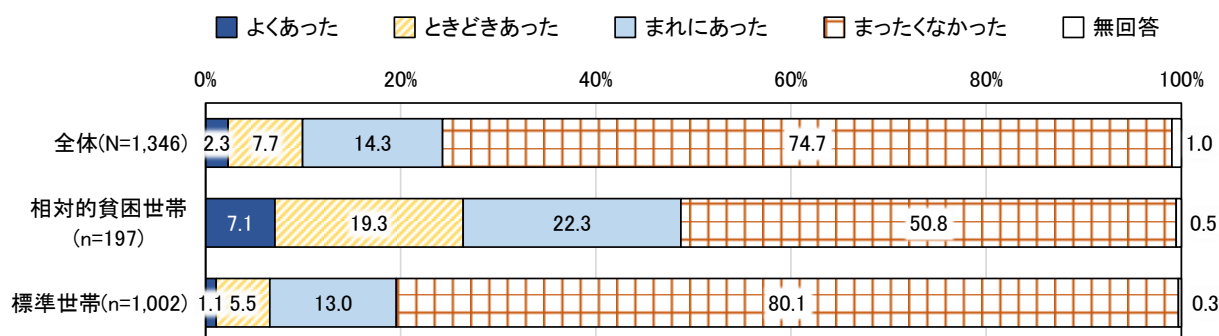
- ・家族が必要とする食料が買えなかったことが「よくあった」と「ときどきあった」の計の割合は、標準世帯の 7.4% に対して、相対的貧困世帯は 24.9% となっています。子供の生活状況調査（国）における貧困層では 18.4% となっています。

【食料が買えなかった経験】



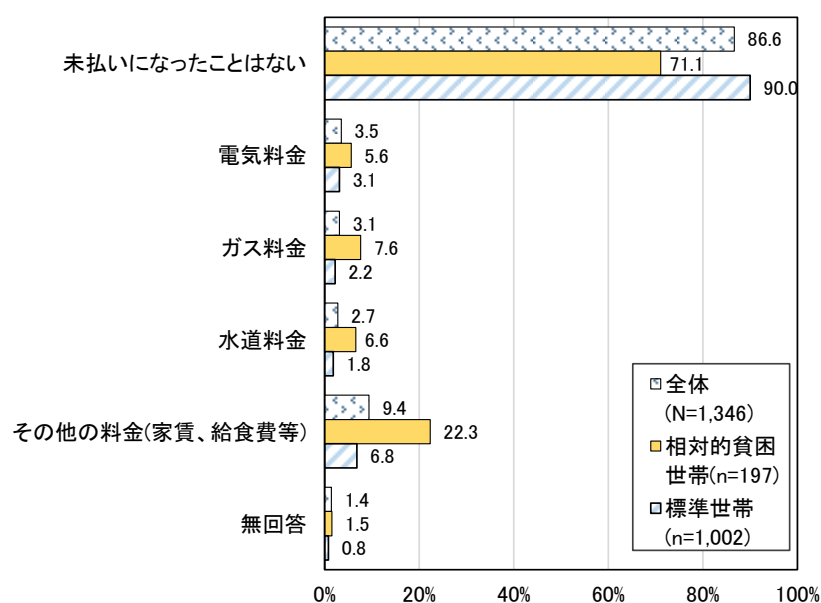
- ・家族が必要とする衣服が買えなかったことが「よくあった」と「ときどきあった」の計の割合は、標準世帯の 6.6%に対して、相対的貧困世帯は 26.4%となっています。子供の生活状況調査（国）における貧困層では 23.2%となっています。

【衣服が買えなかった経験】



- ・何らかの公共料金等の未払いがあった割合は、標準世帯の 9.2%に対して、相対的貧困世帯は 27.4%となっています。子供の生活状況調査（国）における貧困層では 20.7%となっています。
- ・家族が必要とする食料や衣服が買えないことや公共料金等の未払いの経験がある相対的貧困世帯の割合は、子供の生活状況調査（国）における貧困層の割合を上回っています。

【公共料金等の未払いの経験】

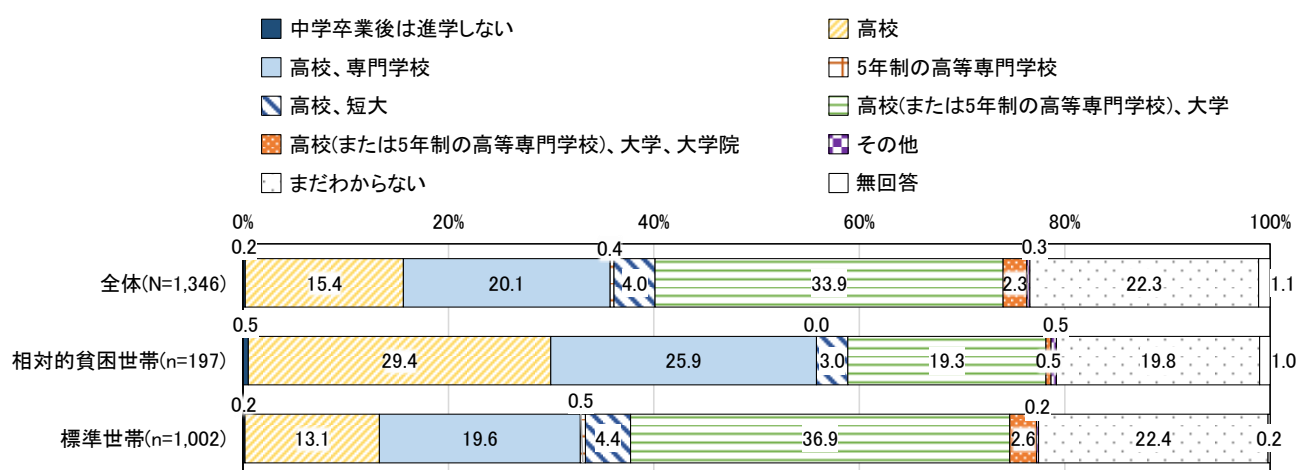


④ こどもの進学先と選択の理由

【保護者】

- ・標準世帯では、「大学」までが 36.9%と最も高く、次いで「高校・専門学校」までが 19.6%となっています。
- ・相対的貧困世帯では、「高校」までが 29.4%と最も高く、次いで「高校、専門学校」までが 25.9%となっています。「大学」までは 19.3%となっています。子供の生活状況調査（国）における貧困層では、「大学又はそれ以上」は 25.9%となっています。

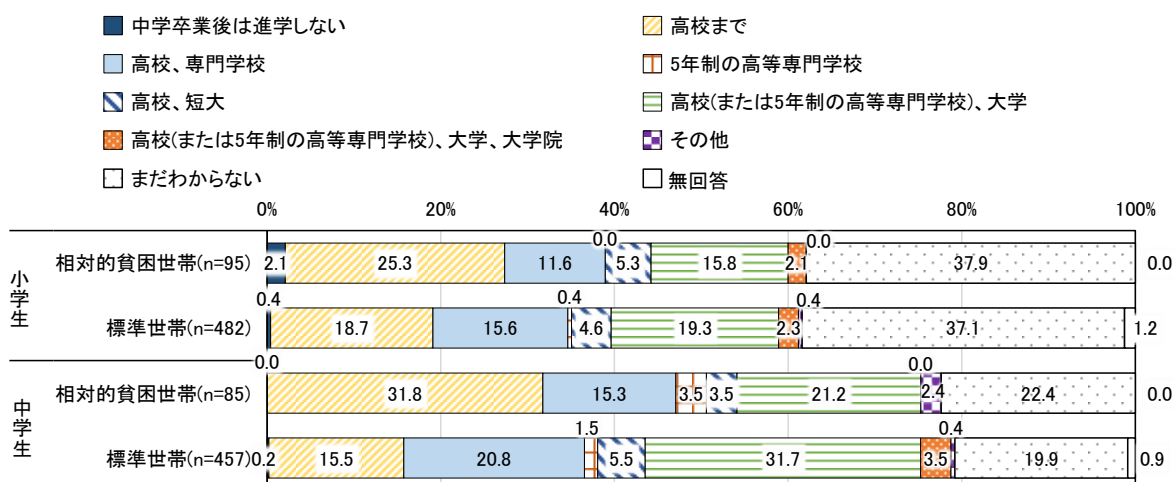
【こどもの進学先の希望（保護者）】



【小中学生】

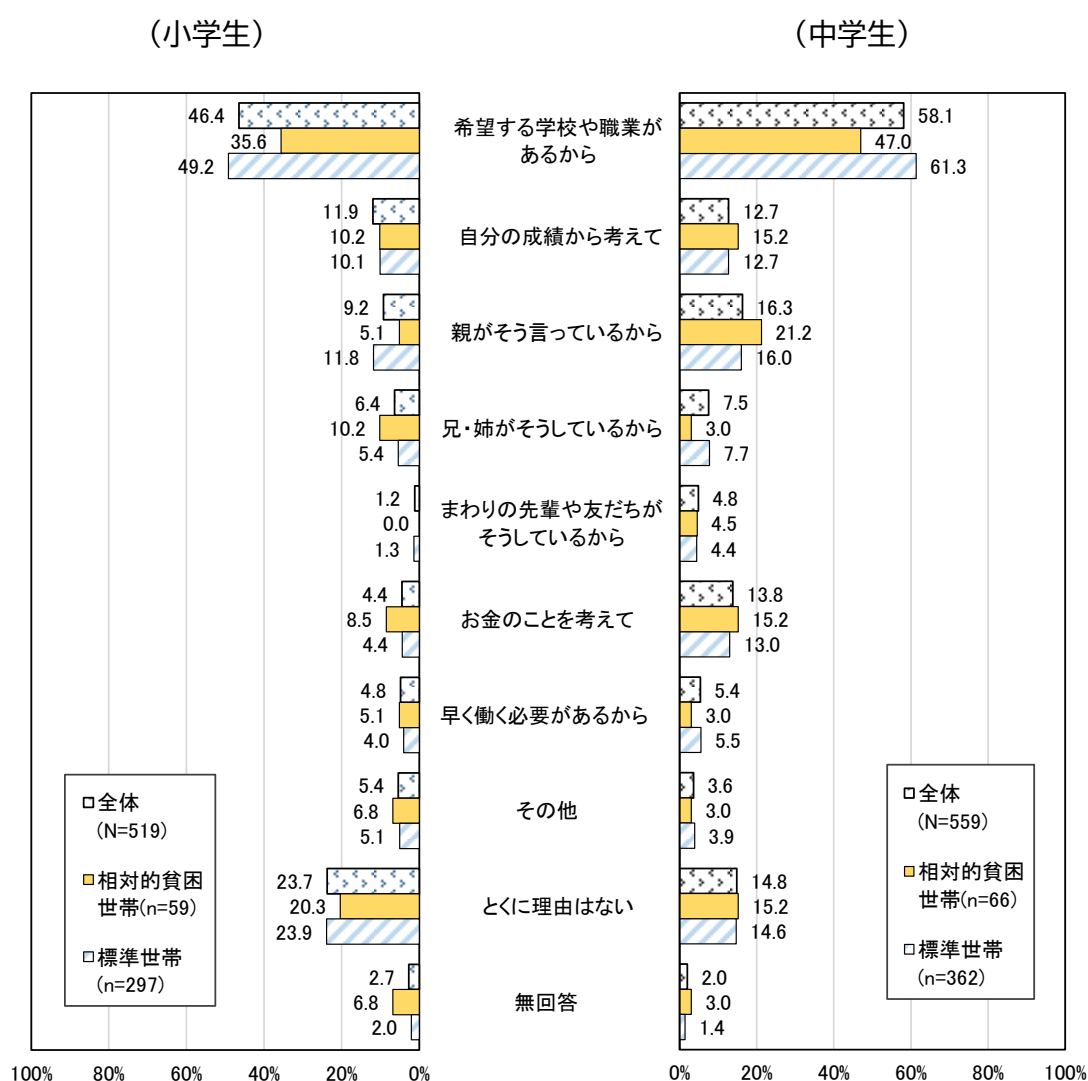
- ・小学生本人では、「まだわからない」が最も高いですが、標準世帯の児童は「大学」までが 19.3%と次いで高く、相対的貧困世帯の児童で次いで高いのは、「高校まで」で 25.3%となっています。「大学」までは 15.8%となっています。
- ・中学生本人では、標準世帯の生徒は「大学」までが 31.7%と最も多く、次いで「高校、専門学校」が 20.8%となっています。相対的貧困世帯の生徒で最も多いのは、「高校まで」で 31.8%となっています。「大学」までは 21.2%となっています。子供の生活状況調査（国）における貧困層では、「大学又はそれ以上」は 28.0%となっています。

【進学先の希望（小中学生）】



- ・理由は、小学生では「希望する学校や職業があるから」が標準世帯の児童で 49.2%、相対的貧困世帯の児童で 35.6%と最も高くなっています。次いで、標準世帯の児童、相対的貧困世帯の児童も「とくに理由はない」が多いのですが、標準世帯の児童では、「親がそう言っている」が 11.8%、相対的貧困世帯の児童では「自分の成績から考えて」「兄・姉がそうしている」が 10.2%と高いのが特徴です。
- ・理由は、中学生では「希望する学校や職業があるから」が標準世帯の生徒で 61.3%、相対的貧困世帯の生徒で 47.0%と最も高くなっています。次いで「親がそう言っているから」が高く、標準世帯の生徒では 16.0%、相対的貧困世帯の児童では 21.2%となっています。

【選択の理由】



⑤ 授業以外の勉強の状況

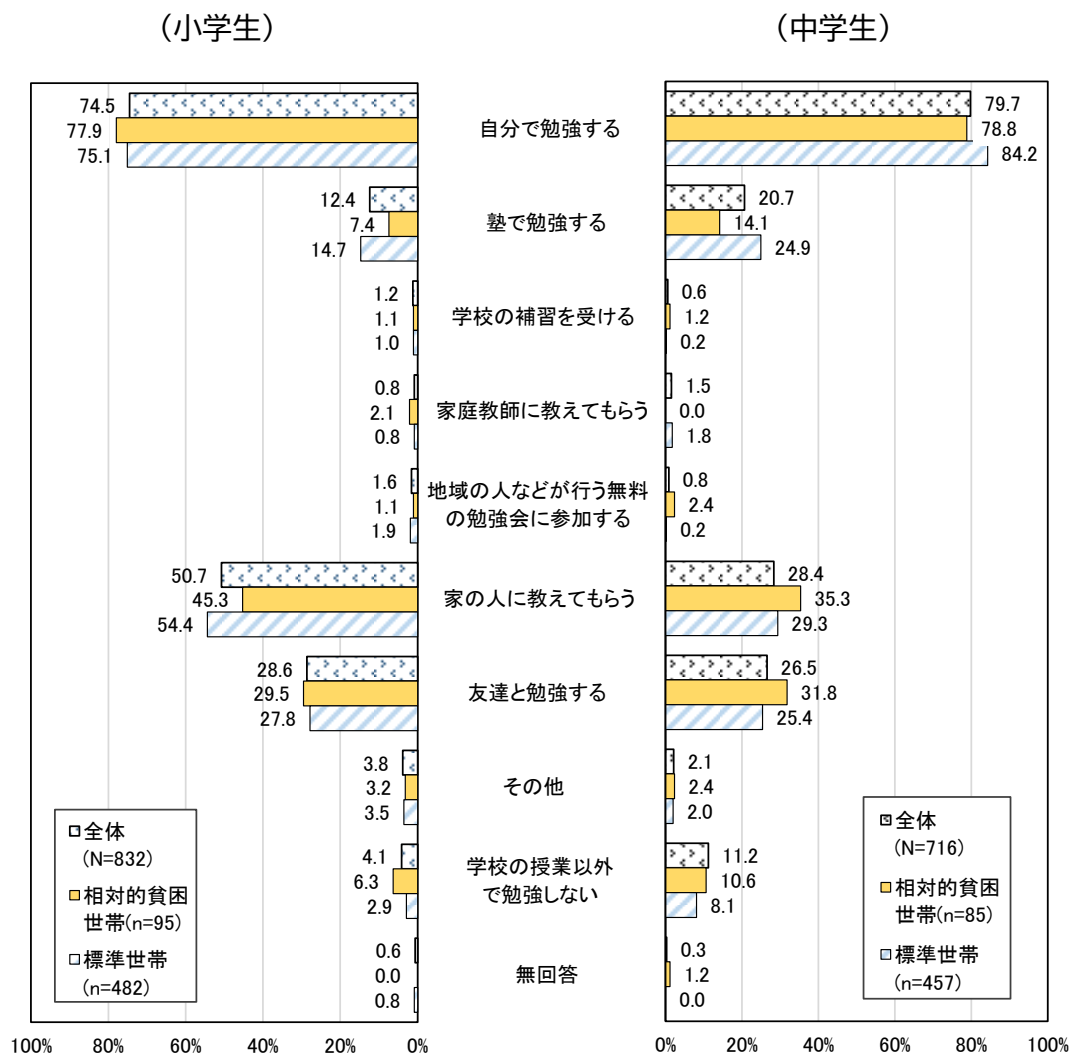
【小学生】

- ・「自分で勉強する」が全体では 74.5%と最も高く、次いで「家の人に教えてもらう」が、標準世帯の児童で 54.4%、相対的貧困世帯の児童で 45.3%となっており、「塾で勉強する」は、標準世帯の児童で 14.7%、相対的貧困世帯の児童で 7.4%となっています。

【中学生】

- ・「自分で勉強する」が全体では 79.7%と最も高いのですが、次いで「家の人に教えてもらう」が高く、標準世帯の生徒で 29.3%、相対的貧困世帯の生徒で 35.3%となっており、「塾で勉強する」は、標準世帯の生徒で 24.9%、相対的貧困世帯の生徒で 14.1%となっています。

【授業以外の勉強の状況】



⑥ 家族の大人の代わりに行っていること

【小学生】

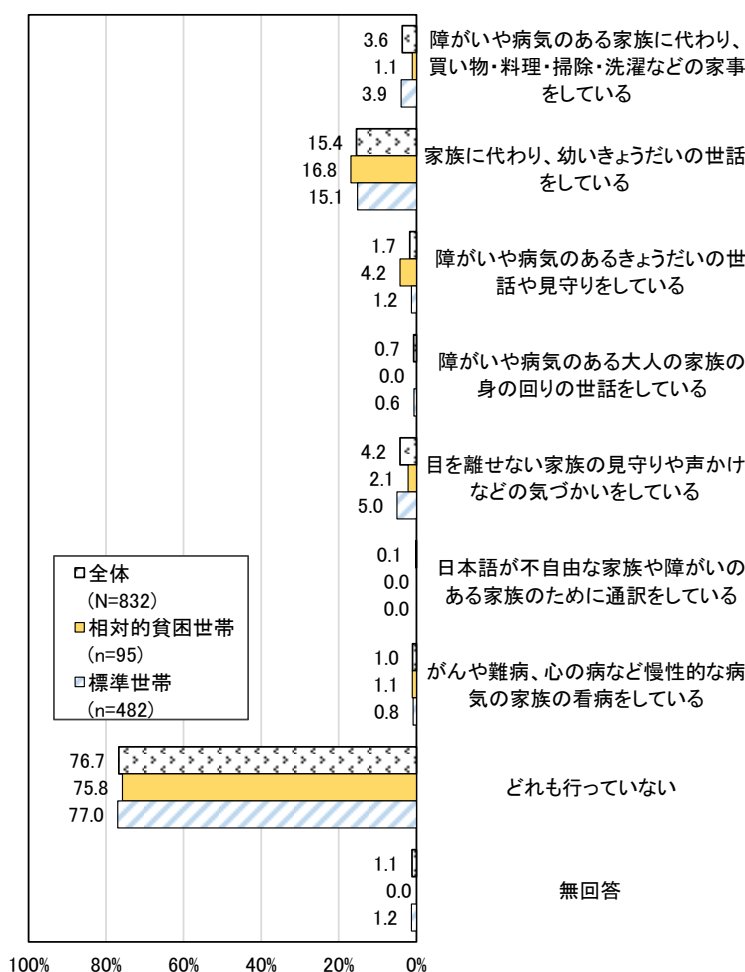
- ・全体では、「無回答」「どれも行ってない」と回答した以外の 22.2%が何らかの家事などを行っていますが、「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」が標準世帯の児童で 15.1%、相対的貧困世帯の児童では 16.8%みられ、「障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている」が、標準世帯の児童では 1.2%に対し、相対的貧困世帯の児童では 4.2%みられます。

【中学生】

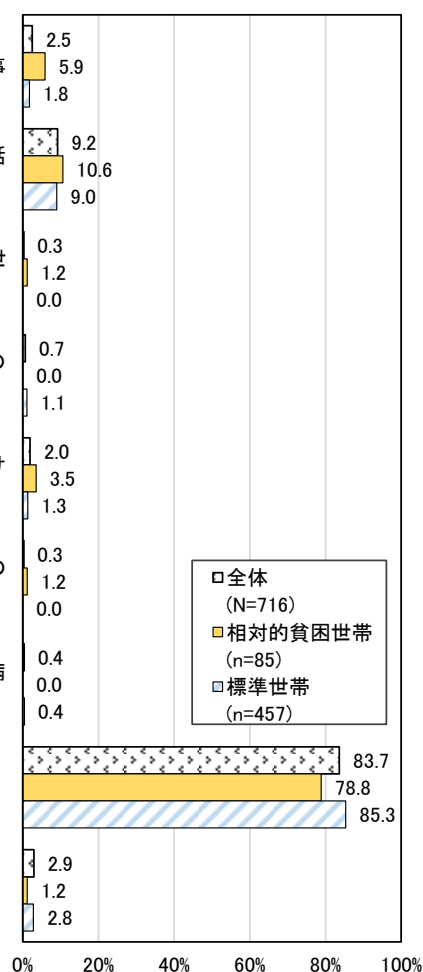
- ・全体では、「無回答」「どれも行ってない」と回答した以外の 13.4%が何らかの家事などを行っていますが、「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」が標準世帯の生徒で 9.0%、相対的貧困世帯の生徒では 10.6%みられ、「障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている」が、標準世帯の生徒では 1.8%に対し、相対的貧困世帯の生徒では 5.9%みられます。

【家族の代わりに行っていること】

(小学生)



(中学生)

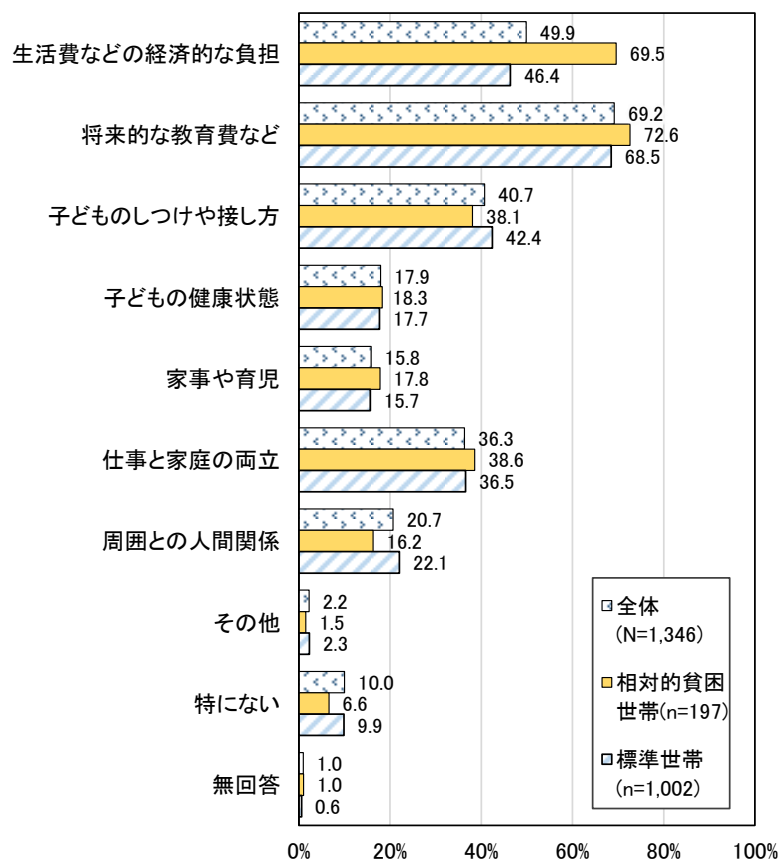


⑦ 子育てについての心配や悩みごと

【保護者】

- ・全体では、「将来的な教育費」が 69.2%と最も高く、標準世帯では 68.5%、相対的貧困世帯では 72.6%となっています。次いで、全体では「生活費などの経済的な負担」が高く、標準世帯では 46.4%、相対的貧困世帯では 69.5%となっています。

【子育てについての心配や悩みごと】

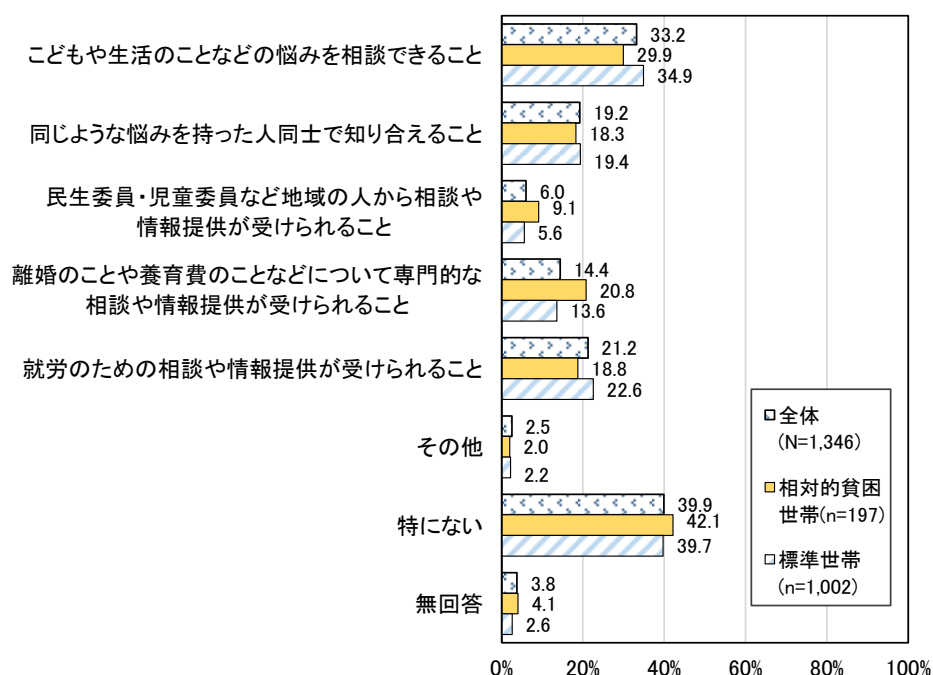


⑧ 将来的にあったらよいと思う支援

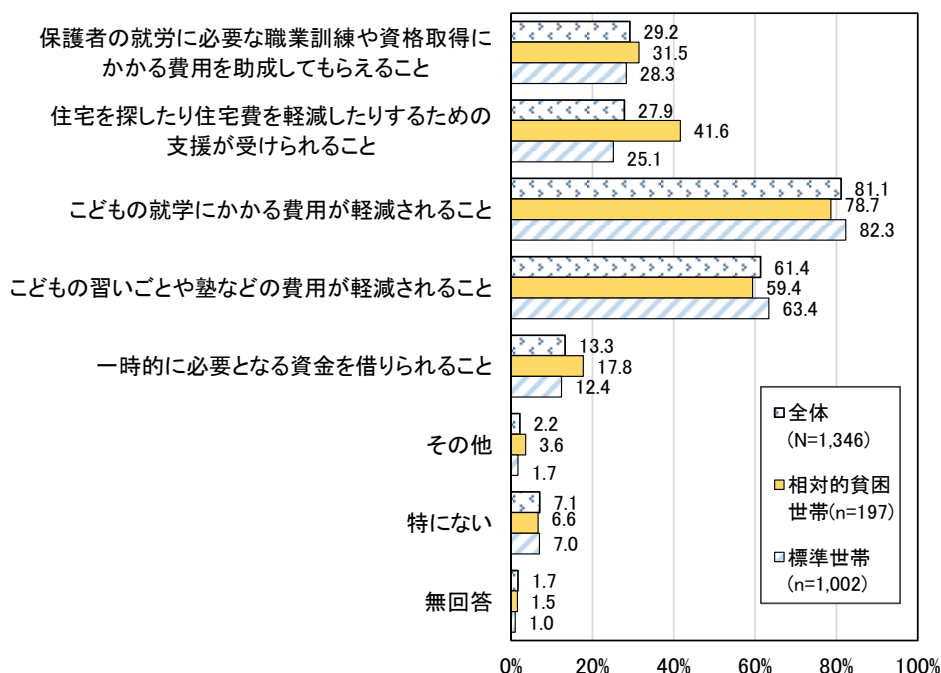
【保護者】

- ・相対的貧困世帯では、相談について最も高いのは、「子どもや生活のことなどの悩みを相談できること」が 29.9%となっており、経済的な支援については「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が 78.7%、その他の支援では「無料で利用できる塾などの子どもの学習支援の場が地域にできること」が 71.6%と最も高くあげられています。標準世帯も同様の傾向ですが、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」は 82.3%と、相対的貧困世帯より高くなっています。

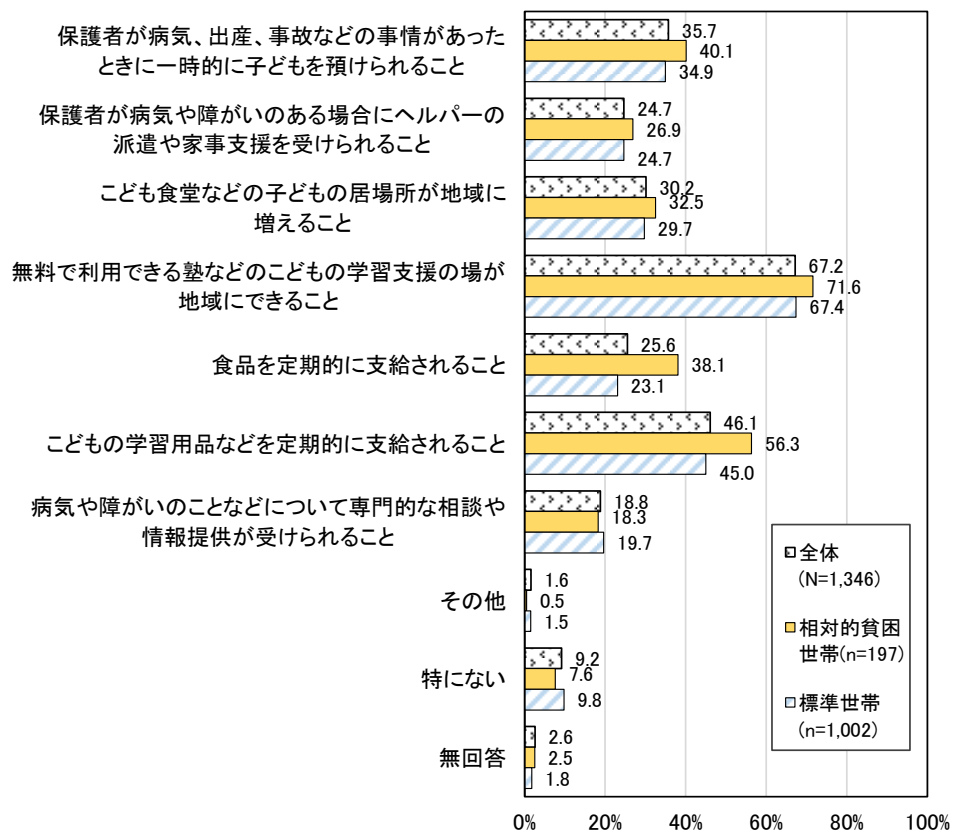
【あったらよいと思う支援 相談】



【あったらよいと思う支援 経済的支援】



【あったらよいと思う支援 その他の支援】



⑨ こどもの意見のまとめ（自由意見）

【小学生本人】

項 目	意見の内容
学校での悩み	授業中、周りの生徒がおしゃべりするなど、うるさく授業に集中できないとの意見が多くあります。
友達との関係	無視されているなどの訴えがあります。
いじめ	友達から様々ないじめが行われているなどの訴えが多くあります。
家庭での悩み	親から叩かれる、家庭内で喧嘩が多い、などの訴えがあります。
精神的な悩み	自分でできないことがあることへの悩みや、ゲームを自分でやめることができない悩みが出されています。
勉強の悩み	学校の授業に追いつけない、みんなの勉強のスピードについていけないなどの意見があります。一方で、受験のため学校の勉強のレベルを上げて欲しいとの意見も少数ですがあります。

【中学生本人】

項 目	意見の内容
学校の悩み	相談できる先生がいない、担任の先生と話がしにくいなどの訴えが多くあります。
	学校のスクールカウンセラーと相談する時間がない、相談内容が人に知られたら嫌だという意見がみられます。
友達との関係	友達とトラブルを抱え、学校を休んだことがある、交友関係がうまくいっていないなどの訴えがあります。
いじめ	身体的特徴を悪く言われるなどの訴えがあります。
家庭での悩み	親が離婚することを心配していることや、家族から嫌われていることが不安との訴えがあります。
精神的な悩み	病気を抱えていることから夜一人で泣いているなどの訴えがあります。
	病気になって学校や家が苦しい、自由に相談でき、親や友達に心配かけないところを作って欲しいとの意見があります。

4) 子ども・若者計画に関する調査結果の概要

① ひきこもりに関する状況

【小学生】

- ・「外出頻度の低いこども群」について、該当者は27人で、有効回収数に占める割合は3.24%となっています。(国の10歳～14歳対象調査者における該当者は63人、有効回収数に占める割合4.14%)

【中学生】

- ・「外出頻度の低いこども群」について、該当者は15人で、有効回収数に占める割合は2.09%となっています。

【外出頻度の低いこどもの状況】

	本市の該当者数	有効回収数に占める割合	(参考) 国の割合
小学生	27人	3.24%	4.14%
中学生	15人	2.09%	—

【16歳以上39歳未満】

- ・「こども・若者の意識と生活に関する調査報告書(令和5年3月)」において定義されている「広義のひきこもり」群^{※6}について、該当者は5人で、有効回収率に占める割合は2.30%(国の割合2.05%)となっています。
- ・「広義のひきこもり」群のうち、「狭義のひきこもり」^{※7}の該当者は3人で、有効回収率に占める割合は1.38%(国の割合1.10%)となっています。「準ひきこもり」^{※8}の該当者は2人で、有効回収率に占める割合は0.92%(国の割合0.95%)となっています。

【ひきこもりの状況】

	本市の該当者数	有効回収数に占める割合	(参考) 国の割合
広義のひきこもり群	5人	2.30%	2.05%
狭義のひきこもり	3人	1.38%	1.10%
準ひきこもり	2人	0.92%	0.95%

※6 国が実施している今回の調査では、普段の外出状況等から、ひきこもりについて定義しています。同一の定義を一律にあてはめた結果であるため、実際には必ずしも、ひきこもりの状態にはない人が含まれている可能性やひきこもりの状態にある人が除かれている可能性があります。

※7 「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からはほとんどでない」状態で、病気や妊娠時、専業主婦・主夫、介護・看護をしている人は対象から除きます。

※8 「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」状態で、病気や妊娠時、専業主婦・主夫、介護・看護をしている人は対象から除きます。

② 自己肯定感と幸福感

【小学生】

- ・自己肯定感は、全体では『今の自分が好きだ』に「あてはまる」が 31.4%、「どちらかといえばあてはまる」が 39.0%となっています。
- ・幸福感は、全体では『幸せだ』と「どちらかといえば、そう思わない」が 4.7%、「そう思わない」が 3.4%となっており、計 8.1%の「幸福感」が低い児童がいます。

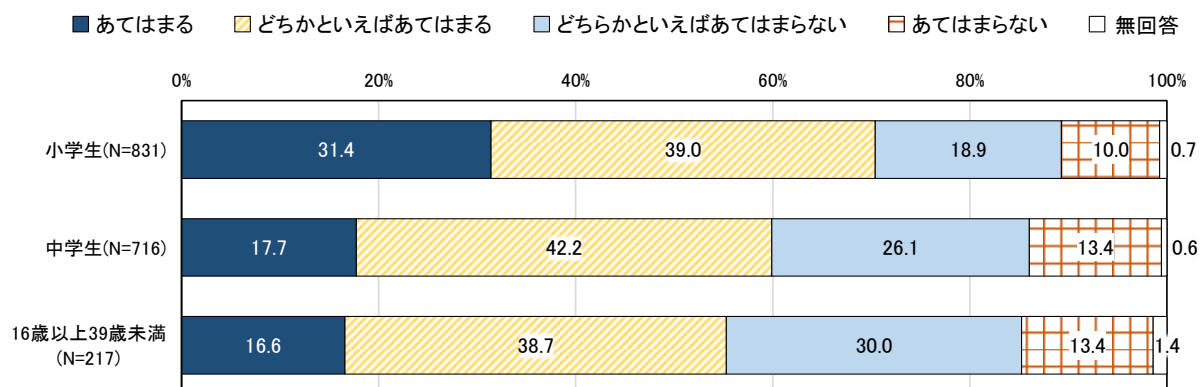
【中学生】

- ・自己肯定感は、全体では『今の自分が好きだ』に「あてはまる」が 17.7%、「どちらかといえばあてはまる」が 42.2%となっています。
- ・幸福感は、全体では『幸せだ』と「どちらかといえば、そう思わない」が 8.2%、「そう思わない」が 3.2%となっており、計 11.4%の「幸福感」が低い生徒がいます。

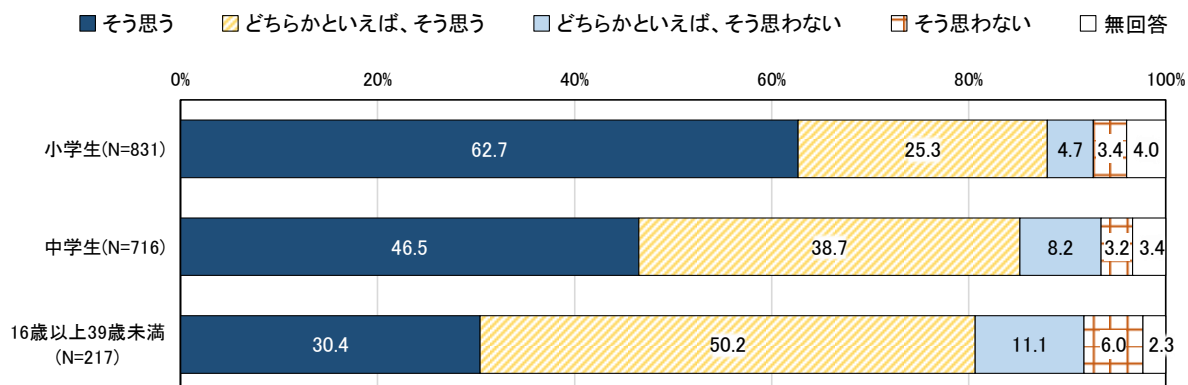
【16 歳以上 39 歳未満】

- ・自己肯定感は、全体では『今の自分が好きだ』に「あてはまる」が 16.6%、「どちらかといえばあてはまる」が 38.7%となっています。
- ・幸福感は、全体では『幸せだ』と「どちらかといえば、そう思わない」が 11.1%、「そう思わない」が 6.0%となっており、計 17.1%の「幸福感」が低い若者がいます。

【今の自分が好きであるか】



【幸せだと思うか】



③ 孤独感

【小学生】

- ・全体では、孤独を感じる事が「時々ある」が7.3%、「しばしばある・いつもある」が1.9%となっています。

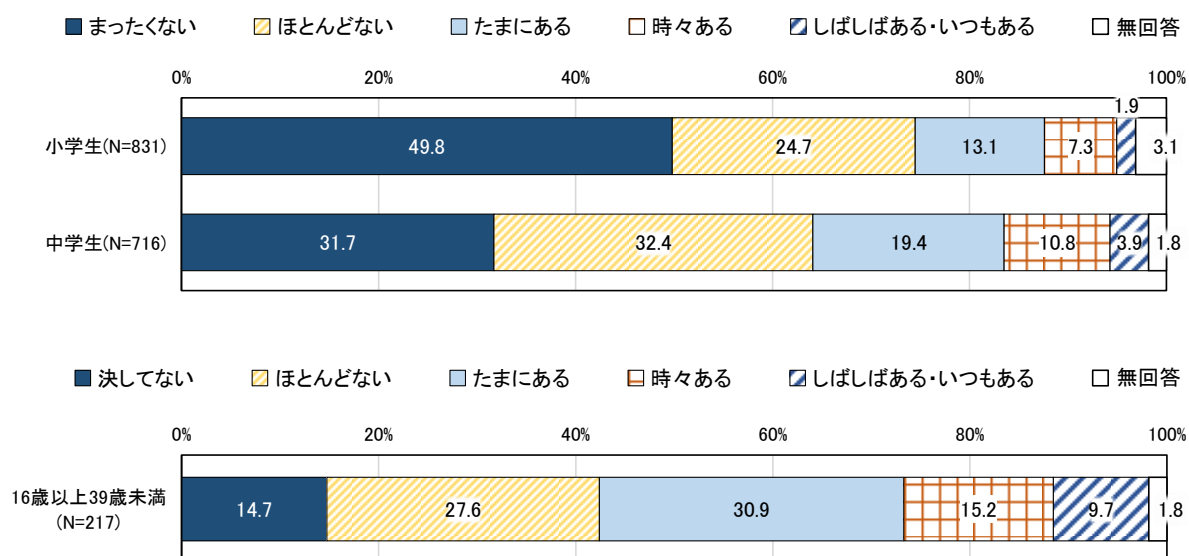
【中学生】

- ・孤独を感じる事が「時々ある」が10.8%、「しばしばある・いつもある」が3.9%となっており、小学生に比べて高くなっています。

【16歳以上39歳未満】

- ・全体では、孤独を感じる事が「時々ある」が15.2%、「しばしばある・いつもある」が9.7%となっています。

【孤独感について】



④ 高校生世代～39歳の意見のまとめ（自由意見）

項目	意見の内容
職場での働き方	不妊治療をしながら就労できる職場があると良い。市内には在宅ワークを推進している企業がほぼないので、企業の在宅ワークを推進して欲しいとの意見があります。
経済的支援について	自ら経済力を身に付ける方法が分からないとの意見があります。
情報提供について	教育支援等を求めている人の目に留まりやすい情報提供の方法が必要との意見があります。（スーパーのトイレ等に設置されているDV相談カードのようなもの）
公共施設について	運動のできる市の施設（体育館や武道館等）が老朽化している。との意見があります。
	雰囲気の良い図書館の入った文化施設（こども向けの施設を含む）があると良いのではとの意見があります。

(6) 関係団体等ヒアリング調査結果の概要

1) 関係団体等ヒアリング調査実施概要

支援を必要としているこども・保護者と普段接点を持っている関係者・支援者にヒアリング調査を行うことで、支援が必要なこども・保護者が置かれている状況や、関係機関・支援者間の連携の状況、今後の課題等について把握するためにヒアリング調査を実施しました。

【調査の実施方法】

調査期間	令和6年7月、9月
調査実施団体	子育て支援センター、つどいの広場、こども家庭センター、適応指導教室ステップ、通級指導教室（4教室）、スクールソーシャルワーカー
調査方法	事前にヒアリングシートを配布し、対面にて実施

2) 関係団体等ヒアリング調査結果の概要

① 保護者から寄せられる要望や意見について

子育て支援分野	・父親は朝から仕事に出ると帰りは遅いため、母親とこどもの1対1の時間が長く、きついとの声がある。 ・日曜日に遊びに行く場所がないとの声がある。 ・夜間帯や救急の受診は遠くに行かなければならない。 ・育成会や子ども会への参加は負担が大きく辞める人も多くなっていると聞く。保護者の負担軽減のためにも活動内容の見直し等が必要ではないか。 ・「産んでからがこんなにきついと思わなかった」との声を聴く。産前産後のサポートの強化が必要であると感じる。 ・長期休みに学童に行っていないこどもたちの勉強できる場が欲しいとの声がある。乳幼児がいる家庭では、上の子は、自宅で集中して宿題できない状況があるとのこと。
教育分野	・教育相談や面談時のこどもの預け先がないとの声がある。 ・特に転入してきた保護者から、医療機関についてのお尋ねが多い。

② 日々の業務を通して感じる課題等について

子育て支援分野	・つどいの広場や子育て支援センター等へ、行く気力がない人や人と会いたくない人等、何らかの理由で自ら行けない人に対する支援が必要である。 ・発達面で気になることもや支援が必要なこともが増えている。こどもとの関わり方や療育につながる助言ができる専門的な人材が、子育て教室やイベントにも配置できると、保護者も相談しやすくなるのではないかと感じる。 ・保護者は、専門の相談窓口に行くまでが不安であり、なかなか足が向かない現状がある。こどもを遊ばせながら気軽に相談できる相談窓口が必要だと感じる。 ・地域の人やボランティアとの関わりは、新型コロナウイルス感染症の影響で中断されたままで、以前のような交流までには至っていない。
教育分野	・家庭内で関わる大人の共通理解がなかなかできていない。母親が一人で抱え込んでいる場合が多く、母親の育児疲れを感じる。 ・特性のあるこどもの保護者は、こどもの就学時など所属が変わる度に何度も同じことを伝えなければならないため、その負担を減らすための取り組みが必要である。 ・こども権利について、支援者の共通理解が進んでいないと感じる。

③ 子育て支援制度やサービス等について

子育て支援分野	・こどもをちょっとした時間預けたくても、近くに頼れる人がいない母親も多く、一時預かりや病児保育、ファミサポを知らないため利用できない状況がある。 ・サービスや補助があっても、活用できている家庭とできていない家庭があり差がある。
教育分野	・3歳児健診の次は就学時健診となるため、その間に保護者が何か違和感を感じた時に相談できる機会があればよいと思う。 ・サポートが必要な人が活用できるように、子育て世帯だけではなく、祖父母や地域の人にもファミサポ等の周知することが必要である。 ・関心のない人にも気づいて知ってもらえるような周知の方法を検討することが必要だと思う。

④ 子育てに関する情報について

子育て支援分野	・情報を知らない保護者が多い。パンフレットを配布されていても知らない人や、パンフレットに相談先の記載があっても、問い合わせる勇気がない人が多いようだ。 ・転入してきた人は特に、サービス利用を検討するときにホームページを見る人が多いため、福祉施設や保育所等のホームページの充実が必要である。
---------	---

子育て支援分野	・市内にある色々なサービスについて、わかりやすく一覧表にまとめてほしい。その一覧表は、市民だけではなく支援機関へも配布し、情報が共有できれば、利用者からの相談があったときにスムーズにつなぐことができる。
教育分野	・どこに相談にいったらよいかわからないとの声があり、小学生にあがると未就学時に比べて相談できる場が少ないと感じる保護者が多いようだ。

⑤ 今後必要な取り組みについて

子育て支援分野	・核家族になっており、誰に相談すればよいかわからない人がいる。身近に頼れる人がいなければ不安が強くなるため、母親への支援の充実が求められる。 ・育児や家庭支援等が必要な保護者への育児や家事支援サービスの充実 ・母親のリフレッシュのための預かり保育の充実等も含め、保育体制の整備が必要である。 ・家庭の事情や3交代制の勤務体制等により、夜間働いている保護者もいるため、今後は夜間保育の導入についても検討が必要になるのではないか。 ・学校の中だけではない、学校外での教育の充実が必要だと思う。(例えば、自然体験、もの作り体験、地域の人とのふれあい、地域行事への参加等) ・夏の暑い時期は公園があっても暑くて遊べないため、室内でも自由に利用できるような遊び場の提供が必要である。 ・大人の見守りがあり、安心して過ごすことのできる場所が必要である。
教育分野	・「ここに相談したら何とかしてくれる」と保護者が感じることができるような相談窓口の周知や、こどものことを気軽に相談できる窓口の充実が必要である。

2. 各種法令等について

法令等の名称	内容
子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）	子どもの権利条約は、子ども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。子どもが大人と同じように、一人の人間として持つ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。条約では、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つが、基本的な柱とされています。
こども基本法	【目的】日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。 【基本理念】 ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること。 ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。 ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。 ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること。 ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保。 ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備。
こども大綱	こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

法令等の名称	内容
子ども・子育て支援法	日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。
子ども・子育て支援事業計画	市町村は、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施についての計画。
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県計画を勘案し策定される、子ども・若者育成支援についての計画。
子どもの貧困対策推進計画	こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱及び都道府県計画を勘案し策定される、こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画。
次世代育成支援対策推進行動計画	地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画。

3. 地域子ども・子育て支援事業について

事業名	内容
利用者支援事業	こどもや保護者が特定教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）等の子育てサービスの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供や相談対応等の支援を行う事業です。 利用者支援のみを実施する「特定型」、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携や協働体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」、保健師等が保健センター等で母子保健の相談支援を行う「こども家庭センター型」の3つの類型と、その他（地域子育て相談機関等で実施等）があります。
妊婦等包括相談支援事業※	妊婦・その配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。
時間外保育事業（延長保育事業）	保育所（園）を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育時間を延長して乳幼児の預かりを行う事業です。
子育て短期支援事業	短期入所生活支援事業（ショートステイ）は、保護者が仕事、疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難になったときに、乳幼児等を児童養護施設で一時的な預かりを行う事業です。 夜間養護等事業（トワイライトステイ）は、保護者が仕事、疾病等の理由により、平日や休日の夜間に不在になることで、家庭において養育することが困難になったとき、その他の緊急の場合に、乳幼児等を児童養護施設で一時的な預かりを行う事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、保健師又は保育士が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する相談・助言等を行う事業です。
養育支援訪問事業	育児不安を抱えている等、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育力を向上させるための支援や相談・助言等を行う事業です。
子育て世帯訪問支援事業※	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て支援等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

※子ども・子育て支援事業の新規事業

事業名	内容
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	子育て支援センターやつどいの広場において、子育ての相談や情報提供を行うほか、子育て中の親子の交流、遊びの場を提供し、子育てを支援する事業です。
一時預かり事業（幼稚園型を除く）	一時預かり事業は、保護者が仕事、疾病、用事、子育て負担の軽減（レスパイト利用）等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難になったときに、乳幼児を保育所（園）等で一時的に預かりを行う事業です。
病児・病後児保育事業	発熱等の急な病気のときや病気の回復期などで、保育所（園）・幼稚園等に通えない児童を一時的に医療機関に併設した専用スペース等において保育する事業です。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する者（依頼会員）と、支援を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。
妊婦一般健康診査	妊娠している方に対して、妊娠届出時に妊婦健康診査時補助券（合計14回分）を交付し、妊婦健康診査の費用を交付負担しています。
産後ケア事業※	産科退院後に支援が必要な母子を対象に、ショートステイやデイサービスの利用を通じて、母親の心身のケアやサポートを行う事業です。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※	保育所等を利用していない満3歳未満の児童を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間の利用可能枠の中で保育を提供します。
放課後児童健全育成事業（学童保育）	保護者が就労などのために昼間家庭にいない小学生児童を対象に、放課後に学童保育所で適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。
児童育成支援拠点事業※	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。 本市においては、現在のところ実施の予定はありませんが、対象となる児童の状況の把握等、居場所の開設に関する情報収集に努めます。

※子ども・子育て支援事業の新規事業

事業名	内容
親子関係形成支援事業※	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。 本市においては、現在のところ実施の予定はありませんが、先進事例の情報収集等に努めます。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育に施設事業者に対して払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。必要に応じて事業の実施を検討していきます。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定保育・教育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。必要に応じて事業の実施を検討していきます。

※子ども・子育て支援事業の新規事業

4. 朝倉市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第22号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、朝倉市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を所掌する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、子ども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年条例第9号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

5. 朝倉市子ども・子育て会議委員名簿

所属団体等名	氏 名	備 考
学識経験者	江上 千代美（会長）	福岡県立大学看護学部 教授
朝倉市保育協会	柴田 敏江（副会長）	生い立つ保育園長
朝倉市小学校校長会	吉本 浩子（令和5年度） 樋口 真紀（令和6年度）	金川小学校 福田小学校
朝倉市私立幼稚園連盟	鶴田 卓	大福幼稚園長
朝倉市学童保育所	佐藤 友美	立石IV学童保育所支援員
子育て支援センター	原田 はるな	子育てほっとサロンつどいの 広場
児童養護施設	坂井 満	ひばりが丘学園長
保育所保護者	日吉 幸平（令和5年度） 吉里 孔盡（令和6年度）	青梅保育園
幼稚園保護者	荻 由佳子（令和5年度） 牧口 華子（令和6年度）	大福幼稚園
朝倉市小学校PTA連合会	日野 留美（令和5年度） 福島 裕子（令和6年度）	三奈木小学校PTA 甘木小学校PTA
朝倉市社会福祉協議会	佐々木 希弥	
朝倉市民生児童委員協議会	恒吉 満子	主任児童委員
朝倉市青少年育成市民会議	三好 博明	朝倉市青少年育成市民会議
すくすく朝倉の未来隊！	山下 千春	すくすく朝倉の未来隊！代表
朝倉市保健福祉部長	小川 里美（令和5年度） 草場 勉（令和6年度）	

（順不同、敬称略）

6. 朝倉市こども計画策定経過

期 日	内 容
令和5年12月14日	令和5年度第1回朝倉市子ども・子育て会議 ・委嘱辞令の交付 ・令和4年度子ども・子育て支援事業計画の実績について ・令和5年度子ども・子育て支援事業計画について ・朝倉市こども計画の策定及び調査の実施について
令和6年1月5日 ～1月25日	朝倉市こども計画策定のための調査 ・子ども・子育て支援事業計画策定のための調査 ・子どもの貧困対策推進計画策定のための調査 ・子ども・若者計画策定のための調査
令和6年3月27日	令和5年度第2回朝倉市子ども・子育て会議 ・朝倉市こども計画策定に係るアンケート調査について
令和6年7月31日	令和6年度第1回朝倉市子ども・子育て会議 ・委嘱辞令の交付 ・令和5年度子ども・子育て支援事業計画実績について ・朝倉市こども計画（仮称）の策定について
令和6年10月7日	令和6年度第2回朝倉市子ども・子育て会議 ・朝倉市こども計画（仮称）の策定（素案）について
令和6年12月20日	令和6年度第3回朝倉市子ども・子育て会議 ・朝倉市こども計画の策定（案）について

朝倉市こども計画～こどもにやさしいまち朝倉～
【資料編】

令和7年3月

発行 朝倉市

編集 朝倉市 保健福祉部 子ども未来課

〒838-8601 朝倉市菩提寺 412-2

TEL : 0946-22-1111 FAX : 0946-22-1185

E-mail : kodomo@city.asakura.lg.jp

URL : <https://www.city.asakura.lg.jp/>

